

たはら 2 1 新農業プラン

【素案】

平成 2 5 年 1 月
田 原 市

目 次

第1章	プランの目的と性格	1
1-1	プランの目的・主旨	1
1-2	改訂版の性格	2
第2章	田原市の農業の特性と主要課題	3
2-1	田原市の農業の特性	3
2-2	田原市の農業の問題点	7
2-3	農業を取り巻く社会情勢等の変化	10
2-4	田原市の農業の主要課題	12
第3章	基本理念	16
3-1	基本理念	16
3-2	将来像	18
3-3	基本目標	19
第4章	基本方針と体系	20
4-1	基本方針	20
4-2	体系	23
第5章	基本施策	24
5-1	人づくり - 担い手づくりの推進	24
5-2	技づくり - 環境保全、情報化等新技術への対応	28
5-3	産地づくり - 農業経営の活性化	32
5-4	ゆとりづくり - 交流・食育の推進	35
5-5	土づくり - 農地の保全・活用の推進	39
5-6	耕地づくり - 農業基盤整備の推進	41
第6章	重点プロジェクト	45
6-1	担い手の育成・確保	46
6-2	新たな農業戦略	54
6-3	耕作放棄地の解消	68
第7章	プランの推進体制	75

第1章 プランの目的と性格

1-1 プランの目的・主旨

平成19年度にスタートした現行の「たはら21新農業プラン」は、平成28年度を目標年次として「ブランド戦略や農村文化の継承」「情報化への対応」「環境保全型農業の展開」などを目標に掲げて施策展開し、平成23年度に前期期間の5年を終えました。

その間に社会情勢も変わり、平成20年9月にはリーマンショックを発端として、欧米の経済情勢が不安定となる一方、中国を始めとする新興国の成長が存在感を増し、日本経済を脅かしています。

国内では、農業の所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しています。さらに、TPP（環太平洋経済連携協定）締結の是非が議論されており、国際的な経済連携と国内農業・農村の振興とを両立させる持続可能な力強い農業の実現が望まれています。

このような状況の下、本市農業の将来像・農業施策においても、社会・経済の動向の変化に合わせてフォローアップする必要が生じてきました。

そこで、今回の改訂では社会情勢の変化を踏まえ、策定後5年経過した現在のプランの達成状況の確認、施策の見直し、行動計画（アクションプラン）の策定を行い、農家、JA、行政（県・市）等が一体となった農業振興の取組を明確にします。

この「たはら21新農業プラン」を、『農家が考え、農家が実行し、農家のためのプラン』とすることにより、地域全体で地域農業を育て、上記の課題に対応できる持続性のある農業地帯を形成することを目指します。

1 - 2 改訂版の性格

(1)改訂に当たっての留意点

市民と行政が未来を共有し、協働で取り組むプラン

地域主権改革の進展、成熟型社会の到来等を踏まえ、プランの検討に当たっては、市民や農業関係者の「参加と協働」が不可欠となります。このため、策定過程に市民や農業関係者の参加の機会を盛り込み、農業関係者の力を引き出すことができるプランとしました。

農業政策運営の指針として活用できるプラン

策定に当たっては、本プランが農業政策運営の指針として活用できること、かつ実効性のあるものとするため、農家等が主体的に参画・実行することができるよう実行性、現実性を重視します。また、プランの進捗状況や実効性を確認・把握するため、年度末に施策や事業の評価を行うこととします。

総合計画の改定に合わせたプランの見直し

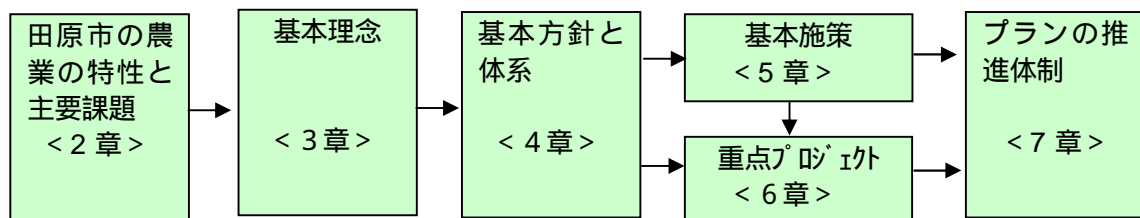
田原市総合計画が、平成25年度から平成34年度を計画期間として改定されました。本プランは、総合計画における「産業経済分野」の中の「農業の振興」に関する実行計画としての位置づけもあることから、総合計画の主旨を踏まえ見直すこととします。

(2)目標年次

前期間の5年間の評価を実施した上で、平成28年度を目標年次とした改訂を行いました。

(3)プランの構成

田原市の農業の現状と課題、課題への対応、及び特に力点を置く施策や取組を明確にし、プランを簡便かつ体系的に整理します。



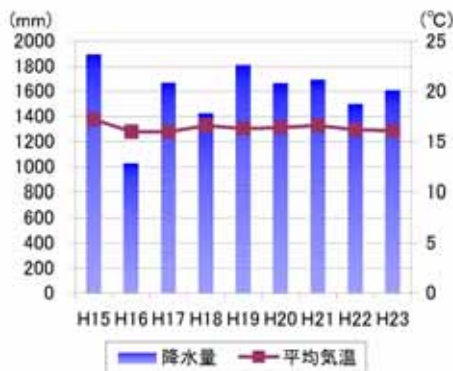
第2章 田原市の農業の特性と主要課題

2-1 田原市の農業の特性

(1) 温暖な気候に恵まれ、農業産出額は全国一を維持

- ・渥美半島のほぼ全域を市域とする田原市は、太平洋を流れる黒潮の恩恵を受け、年間平均気温は16.1（平成23年）、年間降水量は約1,608mm（平成23年）と、一年を通じて温暖な気候に恵まれています。
- ・温暖な気候や豊かな自然条件を生かし、電照菊に代表される施設園芸やキャベツ・ブロッコリーなどの露地野菜、また、肉用牛・乳用牛、養豚、養鶏などの畜産が盛んです。平成の時代に入ってから（平成元年から平成18年まで）の農業産出額は、平均762億円で経年的にも大きな変動なく推移しています。なお、農業産出額に関する市町村別のデータは、「平成18年生産農業所得統計」を最後に公表されていません。

【図表 2-1-1 田原市の気候】



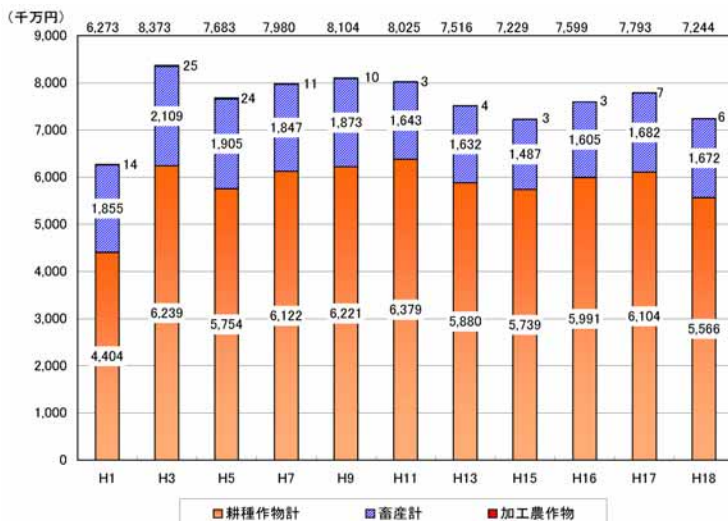
資料：平成23年度愛知県統計年鑑・名古屋気象台数値（伊良湖）

【図表 2-1-2 全国市町村別農業産出額ランキング】

市町村別農業産出額合計		単位: 千万円
順位	都道府県市町村	データ
1	愛知県 田原市	7,244
2	宮崎県 都城市	6,983
3	新潟県 新潟市	6,553
4	静岡県 浜松市	5,405
5	茨城県 鉾田市	5,393
6	愛知県 豊橋市	4,738
7	鹿児島県 鹿屋市	4,486
8	熊本県 熊本市	4,442
9	北海道 別海町	4,265
10	鹿児島県 南九州市	4,223

資料：平成18年生産農業所得統計

【図表 2-1-3 農業産出額の推移】

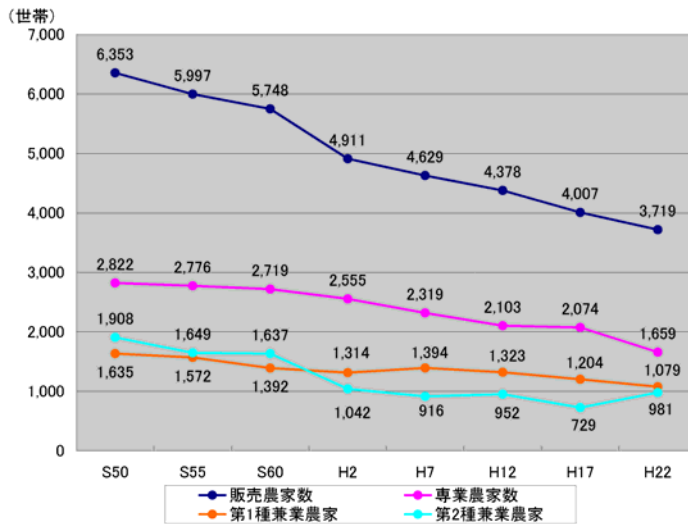


資料：農林水産統計年報（平成18年度）

(2) 専業農家、第1種兼業農家が多数を占める農家構成

- ・販売農家戸数は年々減少し、平成22年時点で3,719戸となっています。販売農家戸数に占める専業農家や第1種兼業農家の戸数割合は、平成22年時点約74%で、農家数・割合とも県内で最も高くなっています。
- ・全国的に農業離れが進む中、本市の農業の担い手として大きな役割を果たす認定農業者は、1,179人(平成23年時点)となっており、県内一の認定者数となっています。

【図表 2-1-4 農家戸数の推移】



資料：農林業センサス(H22)

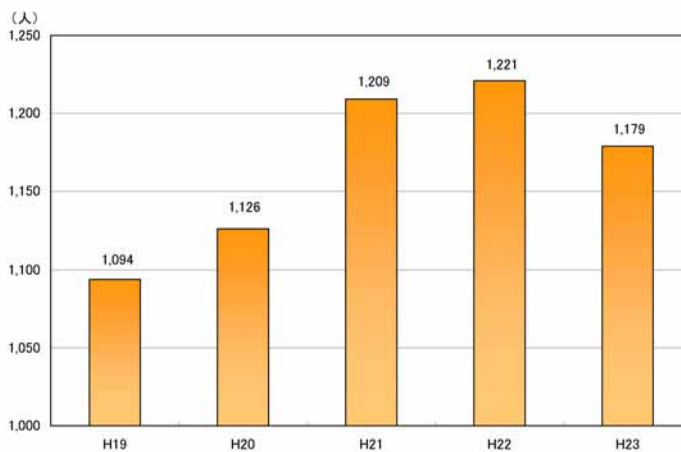
【図表 2-1-5 専業農家数】

順位	農家数(専業+第一種兼業農家)	
	市町村名	(戸)
第1位	田原市	2,738 (3,278)
第2位	豊橋市	2,295 (2,539)
第3位	豊川市	1,114 (1,252)
第4位	豊田市	870 (697)
第5位	稲沢市	830 (1,126)
第6位	愛西市	747 (879)
愛知県計		16,549(19,616)
うち田原市の占める割合		16.5% (16.7%)

()書きはH17データ

資料：農林業センサス(H22)

【図表 2-1-6 認定農業者の推移】

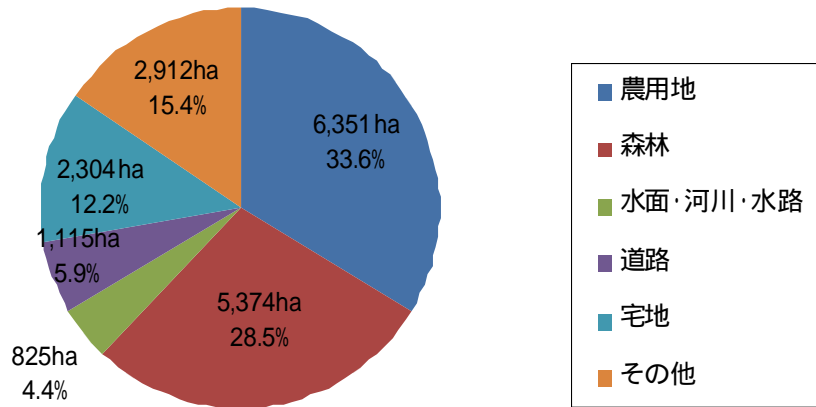


資料：田原市

(3) 市域の34%を農地が占め、また、耕地整備率も高い

- ・本市の農地は、6,351haとなっており、県内では豊橋市、豊田市に次いで3番目の広さとなっています。
- ・市域の約34%を農地が占めており、その農地の多くはおおむね平坦であり、耕地整備率も90%以上と高く、豊川用水の恩恵と相まって、高い生産性を誇っています。

【図表 2-1-7 土地利用の状況】

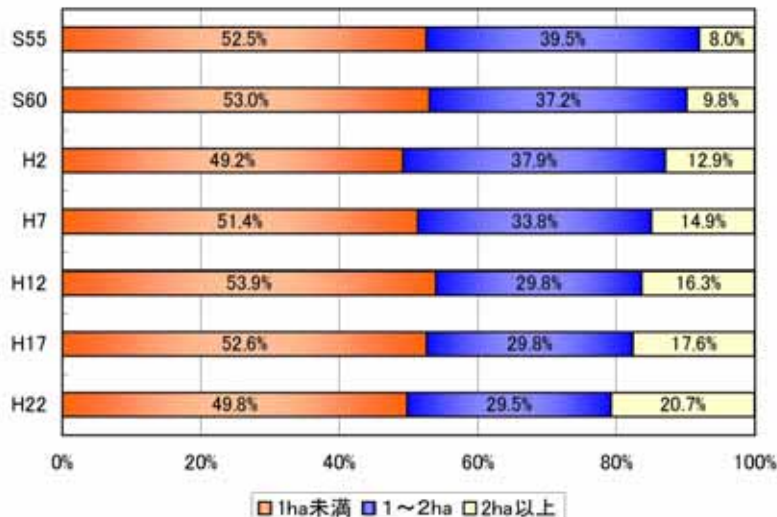


資料：愛知県「土地に関する統計年報（H22年現在データ）」

(4) 近代化された大規模・高収益農家が増えつつある

- ・近年、温室やハウス、大型作業機械などの高度化された農業生産システムの導入により、農業生産量は飛躍的に伸びています。また、就労面においても、効率化・安定化した労働条件下、作業負担も軽減され、経営規模の拡大が進んでいます。
- ・露地野菜・稲作を主体とする大規模経営農家（2ha以上経営農家）の戸数は年々増加し、平成22年は全農家の20.7%を占めています。

【図表 2-1-8 経営規模別農家割合の推移】



資料：農林業センサス(H22)

(5) 農業とのふれあいの場や機会が整備されている

- ・田原市では、市の農業を市民に広く知ってもらうとともに、将来の担い手の育成を目的に、市内の小中学生、保育園児、幼稚園児を対象に、農業体験の場の提供や出張授業などを積極的に行っています。
- ・市内では、地元の農産物を使った「加工品・料理コンテスト」、食農教育推進フォーラム、親子食育体験講座、花育バスツアーなど、食と農をテーマとした多くの活動が行われています。
- ・「サンテパークたはら」は、田原市の農業・観光の交流拠点として、また、生産者と消費者を結ぶ場として、多くの来訪者でにぎわっています。このほか、市民農園（サンテファーム）や農業収穫体験農場など、市民が気軽に農業にふれあえる機会を提供しています。

【サンテパークたはら】



【親子食育体験講座】



(6) IT農業、農作物輸出など新しい農業への展開

- ・IT農業研究会の活動は、生産時期や収量、品質が環境要因に左右される農業と、最先端のIT技術を結びつける契機になりました。現在、日照時間が長い地域特性を生かし、太陽光発電と省電力機器を組み合わせた「低炭素モデルハウス」での菊の栽培実証試験を産学官連携で行っています。
- ・また、食農産業クラスター推進協議会においては、地域農業と新技術の融合による新たな産業の創造が検討されており、農商工連携や6次産業化等の加速化が期待されています。
- ・一方、豊橋市、田原市、JA豊橋、JA愛知みなみで構成される「豊橋田原広域農業推進会議」では、平成19年からアジア圏をターゲットとした農産物の輸出に取り組んでいます。これまでに、アールスメロンや次郎柿、巨峰を輸出しています。

(1) 後継者や新たな担い手の減少と農業従事者の高齢化

- ・自動車関連産業が盛んで多様な就業機会に恵まれていることや、農畜産物価格の変動が農家の所得不安定化を招いていることなどが要因となり、農業後継者の農業離れが進んでいます。
- ・新規就農者もみられるものの、農家の確保は十分とはいえないのが現状です。
- ・農家の中でも担い手層(20歳~60歳)の人口は減少傾向にある一方、60歳以上の農家は年々増加しています。
- ・農家の平均年齢は、59.6歳で全国平均の66.1歳と比べると若いものの、高齢化は着実に進んでおり、青年の新規就農を促進させる必要があります。



(2) 施設園芸型農業における農地流動化の停滞

- ・露地栽培型の農地においては農地の売買や貸借が活発に行われていますが、施設園芸型の農地においては、施設の償却期間が長期に及ぶため農地を借りることが難しく、流動化が停滞しています。

(3) 耕作放棄地対策の継続的な取組

- ・平成18年度時点で517haあった耕作放棄地は平成23年度現在で459haと減少し、再生利用が進められています。しかしながら、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の発生が危惧されることから、今後もその発生防止、解消対策を重点的に進める必要があります。



(4) 環境に配慮した化学肥料・農薬の利用、家畜ふん尿の処理方法の検討

- ・大量生産・大量消費にともない、化学肥料や農薬に依存した農業が主流となっています。施肥量削減に努めていますが、降雨やかん水により地下や河川への浸透・流入があり、地下水汚染、近海の富栄養化が問題となっています。
- ・平成24年2月現在(愛知県東部家畜保健衛生所資料)市内では、牛が約24,300頭(乳用約6,100頭、肉用約18,200頭)、豚が約120,500頭、鶏が約1,340,500羽(採卵約1,196,500羽、肉用約144,000羽)飼育されており、そこから排出される排せつ物は日量1,500tを超えており、処理対策及び周辺への環境対策をさらに進めていく必要があります。

(5) 消費者ニーズ(安全で質の高い農作物)への対応

- ・近年、冷蔵技術の進歩により、中国や東南アジアから生鮮野菜が大量に輸入されるようになり、消費者にとって安全面での不安感がある一方、農家にとっては大変な脅威となっています。
- ・一方、より安心・安全な商品を消費者が求める時代となり、消費者ニーズにあった農畜産物を提供することが重要視されていることから、農畜産物の生産履歴を明示していく必要があります。
- ・地産地消、産直への期待が高まっている今、地域農業のブランド化等により消費者と生産者の相互理解を深めていくことが期待されています。

(6) 地域農業への理解不足

- ・農業と農地の有する多面的な機能(環境保全機能や教育機能、文化的機能、保健休養機能など)が、市民に評価されつつあります。
- ・食の大切さや安全に対する市民(消費者)の理解はかなり進んできているものの、地域農業・農地に対する理解や具体的な活動(消費行動、援農活動、交流活動など)にあまり結びついていないのが現状です。

(7) 経済連携と食料自給率の両立

- ・我が国とのEPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)締結国が増加し、さらにはTPP締結も検討されている現在、グローバルな経済連携はますます強くなります。経済連携により、消費者にとってはより安価な輸入農作物が手に入りやすくなるとともに、農家にとっても農畜産物の輸出が促進される可能性が高まります。一方で、輸入品との価格競争により本市農業が疲弊し、弱体化する可能性も危惧されます。そういった中で経済連携を図りつつ食料自給率を維持するためには、田原市の農業の体質の強化や輸入品に頼らない農業生産を進める必要があります。

(8) 原油価格の高騰等による経営不安

- ・原油価格の高騰が依然として続いており、農業生産資材価格は高い水準にあります。一方でその影響を農畜産物価格に転嫁しづらいため、農業経営は圧迫されています。
- ・大手メーカーによる白熱球の国内製造が終了しており、対応方策の確立が緊急の課題です。一方で、有効な対応策とされているLED電球については、波長別効果に関する実証が行われている段階です。
- ・当地域は、再生可能エネルギー(太陽光・風力等)導入に適した気象条件に恵まれており、低炭素施設園芸づくりが期待されています。

(9) 農業基盤整備

- ・ほ場整備は一通り完了していますが、生産性の向上、省力化等による農業経営力の強化を図るためには、農地区画の再編による大規模経営化を推進する必要があります。

2 - 3 農業を取り巻く社会情勢等の変化

ここでは、農業を取り巻く社会情勢等について、「農業・農村を取り巻く現状」「TPPが与える農業への影響と海外市場の開拓」「農業再生の方針」「土地改良長期計画が掲げる政策目標と具体的取組」といった4つの視点から整理します。

(1) 農業・農村を取り巻く現状

- ・我が国の農業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しています。この状況が農村活力の低下を招き、集落そのものの存続不安が待ったなしの課題となっています。
- ・東日本大震災は、農業の各種生産基盤に大きな被害をもたらしました。一方、原子力発電所事故の被害は今もなお継続しており、被災地を中心に農家は営農に大きな不安を抱えている状態です。我が国の農畜産物の信頼は大きく低下するとともに、産業の空洞化懸念も深刻化しています。国内外を視野に、農畜産物の個性、強み、特色、持ち味を再確認し、ジャパンプランドを早急に再構築する必要があります。
- ・東日本大震災の教訓から、食料生産・物流が断絶した場合の食料の安定供給の必要性が再認識されました。

(2) TPPが与える農業への影響と海外市場の開拓

- ・リーマンショック以降の円高ドル安基調で推移する為替レートは、製造業にとり関税障壁以上に国際競争力を奪うものであり、日本の輸出産業は為替リスクを回避するため海外生産比率を増やすこととなります。海外生産の進展により、関税の有無は輸出産業にあまり影響しなくなるからです。一方、農業は、現地生産により為替リスク、関税を回避するというわけには簡単にはいかないため、TPP参加国の安価な輸入農畜産物、ドル安でさらに安くなったアメリカからの輸入農畜産物と、関税の防波堤なしで勝負することになり、日本の農業は壊滅的な打撃を受ける可能性があります。
- ・貿易の自由化により我が国の農業が衰退することとなった場合、生産基盤である農地の荒廃化が進みます。農地は農産物を生み出すだけでなく、景観形成や防災機能などの多面的な機能を有しており、農地が荒廃することでこれらの機能を失うことが危惧されます。
- ・近年、中国をはじめアジア諸国の所得上昇に伴って、現地の市場に売り込む農家が相次いでいます。人口減少で国内市場が縮小する我が国にとって、農業の海外進出は、産業として生き残るための選択肢の一つとなっています。中国の市場規模は日本の10倍もあり、日本の安全で高品質な農畜産物は、富裕層から高い評価を受けています。

(3) 農業再生の方針

- ・国でも持続的な力強い農業を育てるための対策として、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月、食と農林漁業の再生推進本部)」を定め、農業の現状や社会情勢の変化を踏まえた中で、「持続可能な力強い農業の実現」や「6次産業化・成長産業化・流通効率化」などの7つの戦略を掲げています。

(4) 土地改良長期計画(平成24年3月)が掲げる政策目標と具体的取組

- ・土地改良長期計画は、戸別所得補償制度や農業・農村の6次産業化などへの政策転換を踏まえるとともに、平成23年3月11日の東日本大震災からの一刻も早い復興の必要性、及び前述の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針」で掲げる考え方を踏まえ、平成24年3月30日に閣議決定されました。今後の土地改良事業では、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を生かしたコミュニティの再生などの課題解決に向けた施策を集中的に実施することとされています。

2 - 4 田原市の農業の主要課題

前述までの「田原市の農業の問題点」や「農業を取り巻く社会情勢等の変化」を踏まえ、「農家及び農業関係機関とのヒアリング調査での意見」を加味すると、本市の農業の主要課題は次のように整理することができます。

項目	主な課題
担い手	<p>(1) 既存農家の維持 既存農家の後継者は、他市町村に比べると確保されています。しかし、農業に対するイメージの悪さ、所得の不安定さ、休みの少なさなどの理由から、農業を継ぐことに対し不安を持っています。現在営農されている農家が今後も農業を継続できるよう、経営診断・指導や家庭内における就農環境の改善を考える必要があります。また、次世代の後継者を確保するためには、配偶者対策も重要となります。</p> <p>(2) 多様な担い手の確保・育成 持続性が高い農業生産地帯を形成するために、認定農業者はもちろん、新規就農者の確保が求められます。そのため、足腰が強い企業的農業経営者の育成とともに、定年帰農など定年退職後の生きがいとして営農を行う農業者や、趣味や健康づくりのための農業者など、多様な担い手の確保・育成が求められています。</p> <p>(3) 意欲ある担い手・若手農業者への支援 営農規模を拡大したい、新しい技術を積極的に取り入れていきたいなど、意欲ある担い手・若手農業者にとって、農地売買・貸借の手続きの煩雑さ、設備投資の経済的な負担等がネックになっています。また、このような問題について農家から相談窓口がわかりにくいとの意見もあります。</p> <p>(4) 新たな担い手が新規参入できる環境整備 新規参入に当たっては、営農技術、農地取得、農業機械などへの初期投資、住まいの確保など、様々なハードルがあります。そのハードルの解消が、新たな担い手の参入を促すこととなります。</p> <p>(5) 短期的な労働力の確保 農業は、部門や品目によって農繁期と農閑期の作業量に大きな差があります。農繁期の労働力をいかに確保するかが、農家の悩みとなっています。</p>

項目	主な課題
担い手	<p>(6) 田原市の農業に愛着をもってもらう啓発活動の推進 高齢化や少子化の進展により将来的な担い手の確保が危惧されます。農業のマイナスイメージを払拭することにより、農業への関心を深めてもらい、職業選択の一つとなるような活動が必要です。</p> <p>(7) 安定的な営農を促進させる支援の充実 効率的、安定的な農業経営に当たっては、大規模営農が必要となります。営農意欲のある農家からは、機械化に向けた投資の負担軽減、農地の幹旋、農地拡大に当たっての経済面での負担軽減が求められています。</p>
新戦略	<p>(1) 地域ブランドのあり方の検討 田原市の農畜産物は、一つひとつの品質が高いにもかかわらず、多種多様で、特産品を産出しているイメージがありません。また品目ごとに様々な産地名を使用しています。今後、地域農業の強化を図るためには、田原市として統一した地域ブランドのあり方を検討する必要があります。また生産力の強化、販売戦略の強化と農畜産物の価格安定に対する取組方針も検討する必要があります。</p> <p>(2) 品目ごとに顧客ニーズを踏まえた戦略の検討 顧客のニーズが多様化している今、田原市の農畜産物に対する市場の評価を把握し、それを踏まえたきめ細かな商品づくりや、品質管理を行うなど、販売力の強化に向けた戦略を検討することが必要となっています。</p> <p>(3) 地域イメージの向上 地域ブランドの構築には、ブランド品の創出に合わせて、田原市や渥美半島のイメージと直結させ、PR、向上させることが必要です。そのため、田原市、渥美半島と農業が結びつくような取組が必要となります。</p> <p>(4) 産業としての農業に対するイメージアップの取組 今後、アメリカをはじめとする諸外国との自由貿易協定に基づく経済連携はますます強くなることが予想されます。このような中で、田原市の力強い農業を維持し、食料の安心・安全を保障する観点から、安定的な食料供給ができる自立した産業としての農業のイメージアップを図る必要があります。</p>

項目	主な課題
新戦略	<p>(5) 販路の開拓、安定経営対策の推進 販路開拓の一つとして、輸出により収益が見込まれる品目をみがき上げながら、台湾・香港等の海外への販路開拓を検討することが課題です。併せて、新技術を積極的に導入して、輸入品に比較して安心・安全で高品質な農畜産物の生産を促進する体制づくりが求められます。</p> <p>(6) 農業経営を圧迫する原油高騰に対する取組 原油や電気料の高騰により、生産資材や物流コストが上昇し、営農に係る経費が増加し収益を圧迫しています。また、地球温暖化問題などCO2削減に向けた取組にも配慮していかなければなりません。</p> <p>(7) 安全な農畜産物の供給・食育の推進 消費者から、安心・安全にこだわった農畜産物の生産を推進することが求められています。よって、この取組を継続するとともに、取組を消費者に分かりやすく示す工夫が必要です。また、小中学校等において「食育」を進めることが、農業への理解を深めることに繋がります。</p> <p>(8) 産業の多角化と都市と農村の交流促進 サンテパークたはらなどの農業関連施設の活用や体験農業の実施、農業・自然・観光資源をパッケージにした体験ツアーの開催など、多彩な交流プログラムをつくり、産業の多角化、並びに都市と農村との交流を拡大することが求められます。</p> <p>(9) 6次産業化への取組 田原市は、全国屈指の農畜産物の生産地として、誇りと自信を持ち、経営的にも自立している農家が多いという特性があります。しかし、田原市の農業の持続的発展のためにも、農業経営の多角化も考えていく必要があります。自立した農業と多様な異業種が連携する「農商工連携」により、新たなビジネスチャンスや雇用の場が生まれる可能性があります。以上のことから、田原市ならではの、田原市だからこそできる6次産業化推進策を構築する必要があります。</p>

項目	主な課題
新戦略	<p>(10) 農業新技術の導入支援の取組</p> <p>田原市の農業の新戦略の一つとして、これまでの取組のとおり農業新技術の導入推進と情報発信を推進していきます。しかしながら、それらの導入に際しての経済的負担、既存施設との互換性などが農家の不安材料となっています。今後は、農業新技術の普及が求められています。</p>
耕作放棄地	<p>(1) 地域状況を踏まえた基盤整備の推進</p> <p>田原市全体の耕地整備率は90%以上と高く、高い生産性を有していますが、耕作放棄地の割合が高い地域もあります。このような地域格差の解消を図るため、地域を絞り込んだ集中的な基盤整備により農地利用率を向上させることが必要です。</p> <p>(2) 耕作放棄地に関する情報整理と共有</p> <p>耕作放棄地になった原因は様々です。これらの原因を分析して改善に繋げるためには、農家・JA・行政との情報共有が必要です。耕作放棄地の利活用を促進するためにも、農家が農地に関する情報を気軽に入手でき、また相談できる体制が求められています。</p> <p>(3) 農地の流動化・利用集積の拡大</p> <p>非農家への相続、高齢化等の理由による廃業、農地所有者が当該農地の近隣に住んでいないなど、適正な農地管理ができないケースがあります。それら農地の適正な管理を促すとともに、農地を必要としている農家への仲介窓口の充実が求められています。</p> <p>(4) 耕作放棄地の発生防止と解消の推進</p> <p>耕作放棄地は、その周りの健全な農地に対しても雑草や害虫による被害を及ぼします。所有者の再生利用に向けた取組に対して支援するとともに、地域の共同活動等により解消を図ることが必要となります。また農家や農業委員会に対し、耕作放棄地に関する情報を提供する必要があります。</p>

第3章 基本理念

3 - 1 基本理念

田原市は、北に風光明媚な三河湾、南は沖合に黒潮が流れる勇壮な太平洋に囲まれ、中央には蔵王山、大山を擁するなど、海と山の豊かな自然に恵まれている地域です。

本市の農業は、恵まれた温暖な特性を生かしながら発展してきました。特に昭和43年の豊川用水の全面通水以降、大規模な生産基盤等の整備が進められたことにより全国的にも類を見ない農業先進地域となりました。

農業先進地域である本市では、農業分野での自然エネルギーの活用、IT農業の推進、農産物の輸出等時代のニーズに対応した先進的な取組を進めてきました。

今後、田原市の農業振興に向け、多様な地域特性を生かしつつ、社会情勢を踏まえた環境への配慮、グローバルな経済連携に対応できる力強い農業展開を行うことが求められます。また、市民や子どもたちが田原市の農業に誇りと愛着を感じられるように農業を展開することも求められます。

このような背景のもと、渥美半島の農業を持続的なものにしていくために、以下のとおり4つの基本理念を定めます。

渥美半島の農業を守る！ - 「強い農業」を展開する

- ・優良農地を保全するとともに、高品質な農畜産物を生産して供給する日本一の農業産地を持続していきます。
- ・都市との調和を図り、産業や生活の場として豊かな半島を築いていく農業を進めます。
- ・食育や健康づくりへの貢献など、広く結び付きや絆を感じてもらえることができる農業を進めます。

渥美半島の環境を愛でる！ - 「環境にやさしい農業」を展開する

- ・快適な居住の場としての渥美半島を保持するため、農業から生じる生活環境への負荷を低減していきます。
- ・自然と共生する農業を進め、資源を永遠に大切に使う農業を進めます。
- ・農畜産物の品質管理を徹底し、安心・安全な食品を消費者に供給します。

渥美半島の農業を育てる！ - 「輝く農業」を展開する

- ・農業に魅力を感じ、創意工夫して取り組む意欲のある人財(材)を積極的に育みます。
- ・農家が考える小さな取組であっても大切にして、創意工夫をもって伸ばしていくような農業を進めます。

- ・定年退職者の生きがいとしての農業や、市民が農地に親しみ土や農産物、家畜などにふれて農業にかかわることができる地域にします。
- ・農業や農業に関連する資源（農業公園、田園景観、集出荷場等）を都市との交流や観光に積極的に活用し、来訪した人々が農業を身近に感じられる地域を目指します。

渥美半島から農業の風を起こす！ - 「攻めの農業」を展開する

- ・本市や農業が有する人・技術・物・情報を積極的に生かし、我が国の農業の体質改善や、農政の改革を促すような農業を進めます。
- ・高度な技術の導入や地域ブランドの創出、海外への販路開拓など、競争力と市場開拓力を強化するとともに、田原市の農畜産物を理解し活用してくれる「たはらファン」を増やしていきます。
- ・IT化へ対応した生産やマーケティング戦略を行うとともに、優れた農業技術を知的財産として守り継承します。

3 - 2 将来像

基本理念を具現化したものとして、将来像を下記のとおり掲げます。

< 基本理念 >

渥美半島の農業を守る！ - 「強い農業」を展開する

- ・日本一の農業産地を持続
- ・産業や生活の場として豊かな半島
- ・結び付きや絆を感じてもらえること

渥美半島の環境を愛でる！ - 「環境にやさしい農業」を展開する

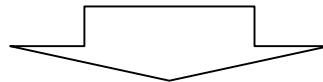
- ・生活環境を大切にすること
- ・自然を大切にすること
- ・安心して食べることができる農畜産物の供給

渥美半島の農業を育てる！ - 「輝く農業」を展開する

- ・農業を支える人財（材）の育成
- ・創意工夫をもって小さな資源を伸ばす農業
- ・定年退職者の生きがいや、市民が農業にかかわること
- ・農業資源の交流や観光への活用

渥美半島から農業の風を起こす！ - 「攻めの農業」を展開する

- ・農業の体質改善や農政改革の促進に寄与
- ・競争力と市場開拓力、「たはらファン」の開拓
- ・優れた農業技術を知的財産として継承



< 将来像 >

農を「強く」 地域を「^{はくく}育む」

田原市の農業は、農家が力を発揮することはもちろん、市民とともに農業に愛着を持ち、日本でトップクラスの産地を持続していきます。

農家が自信と誇りを持って力強い農業を目指し、市民が農業を理解し親しみ楽しむことで、「農」を通じて地域の振興を図っていきます。

3 - 3 基本目標

本プランにおいては、将来像の達成に向け農業振興に資する様々な施策を進めますが、計画期間における目標値を次のように設定します。

【図表 3-3-1 目標値】

	当初（平成 18 年）	中間値（平成 23 年）	目標値（平成 28 年）
農業産出額	724 億円	713 億円（推計）	800 億円
食料自給率（維持）	130%	125%（推計）	130%
耕作放棄地面積	517ha	459ha	385ha
農家 1 戸当たりの生産 農業所得	588 万円	404 万円（推計）	600 万円
認定農業者数	876 人	1,179 人	1,500 人

第4章 基本方針と体系

4 - 1 基本方針

基本理念に基づき将来像の実現を図るため、これからの田原市の農業政策運営の基本的な考え方となる「基本方針」を示します。基本方針は、「人づくり」「技づくり」「産地づくり」「ゆとりづくり」「土づくり」「耕地づくり」の6つを掲げるとともに、第2章で整理した「2 - 4 田原市の農業の主要課題」を踏まえ、下記のとおり定めます。

【担い手の育成・確保のために】

基本方針1 人づくり - 担い手づくりの推進

田原市の農業の持続的な振興を図るためには、意欲ある農家の増加や新規就農者の育成が欠かせません。技術指導、営農支援、農地取得、補助金の活用など、農家の要望に応えるための体制を充実することで、田原市の農業を継承する多様な担い手の確保を図ります。

農業先進地である本市の農家は、優れた農業技術と英知を有しています。これらは地域の財産であり、この財産を次世代の農家に伝えていくため、農業講座の開設などの教育を進めます。

本市の農家一人ひとりが、全国有数の農業生産地帯を築き、支えています。農家はその力をいかに発揮できるよう、経営に対する助言や指導を行うことで経営体の強化を図ります。

市民や子どもたちは自分のまちの農業に誇りや愛着が感じられるような教育・啓発活動に取り組みます。



【新たな農業戦略のために】

基本方針2 技づくり - 環境保全、情報化等新技術への対応

消費者からは、安心・安全にこだわった農畜産物を生産することが求められています。そこで、高品質で安心・安全な農畜産物を消費者に提供するため、環境に配慮した農業を推進します。



原油の高騰により、生産資材や物流コストが上昇しています。省エネルギーに対する意識を高め、効率の良い機器の活用や自然エネルギーの導入を推進します。

生産時期や収量、品質が様々な環境要因に左右される農業と、豊富なデータに基づいた最先端のIT技術を結びつけていくことで、生産力の強化を図ります。

基本方針3 産地づくり - 農業経営の活性化

農業経営の近代化や経営基盤の強化を支援します。

田原市の農畜産物の販売競争力を高め、市場開拓力を強化するため、消費者ニーズを踏まえた長期的なブランド戦略、販路の拡大を推進します。

豊富な農業資源を活用した交流・体験の場を提供することで、農業観光の推進を図ります。



基本方針4 ゆとりづくり - 交流・食育の推進

農業生産基盤や生活環境の整備を総合的に実施し、活力と個性ある農村地域の整備を図ります。

農村の生活環境向上のために、地元食材を活用した消費活動を啓発するなど、コミュニティにおける主体的な活動を支援します。

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康増進のために、食と健康について市民が学ぶ機会を提供するとともに、子どもたちが食について学ぶ機会を充実し、食育を推進します。また、「たはら食育推進計画2016」に基づき、講演会及び食農教育等を開催し、市民が農業に親しむ機会を充実します。



【耕作放棄地の解消のために】

基本方針5 土づくり - 農地の保全・活用の推進

農地を有効利用するためには、適正な農地管理が必要です。「農地は農家が守る」を基本に、耕作放棄地の情報を地域で共有できるよう、農業委員会との協同作業により農地情報の整備を進め、農地の流動化促進の支援を行います。

耕作放棄地の有効利用の一環として、耕作放棄地に菜の花等を栽培して解消を図る「菜の花エコプロジェクト」を推進します。



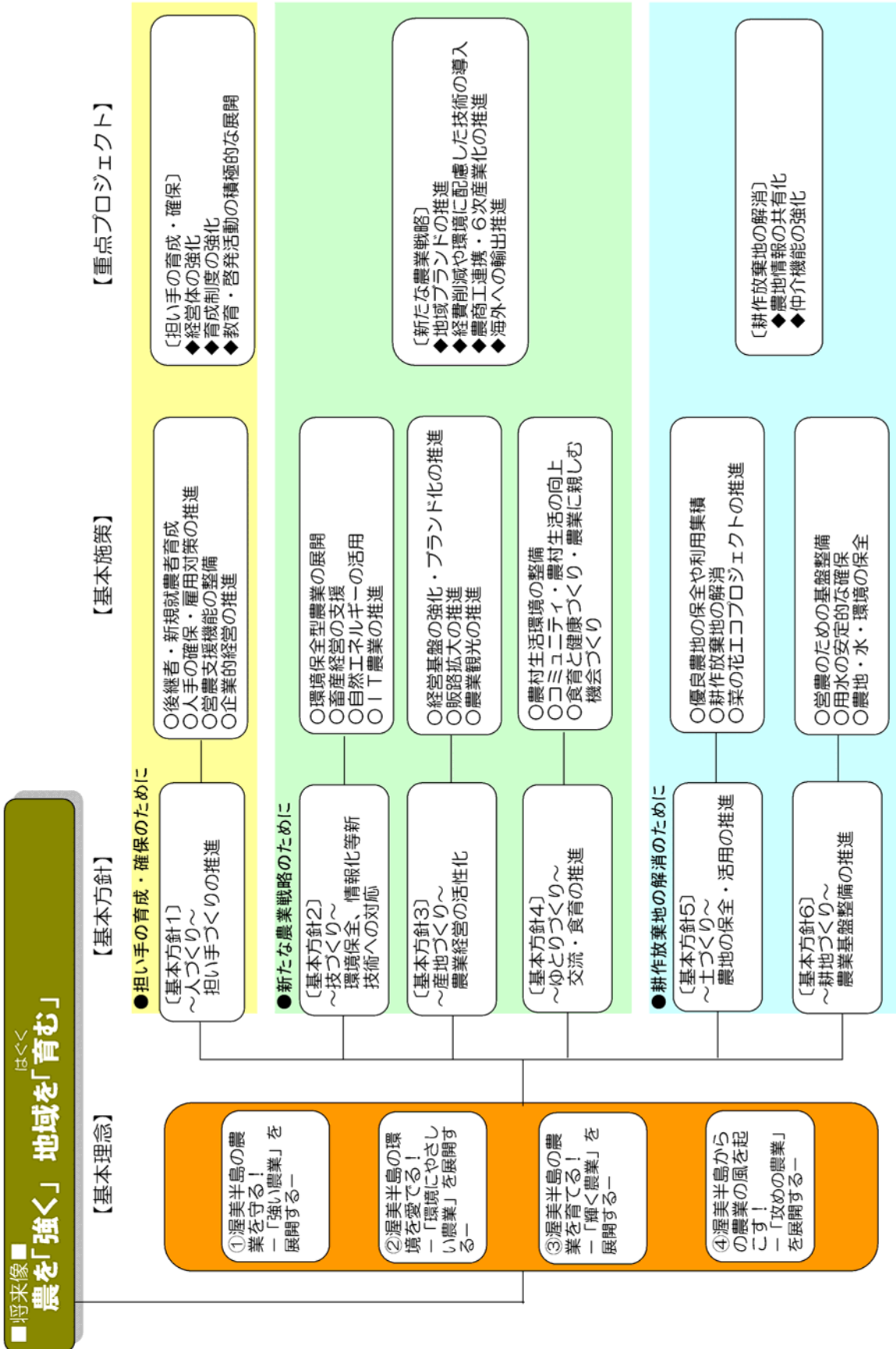
基本方針6 耕地づくり - 農業基盤の整備の推進

農地を有効的に利用するには、市域全体を捉えた基盤整備が必要です。地域毎に地形条件や水利条件等が異なるため、これらの地域条件を踏まえた計画的な農業基盤整備を進めていきます。

農業用施設の長寿命化を図るには、適切な維持管理が必要です。地域農業を守ることが、地域の良好な景観の維持・向上につながります。農家・市民が一体となり、地域ぐるみで行う草刈りや浚渫などによる維持管理活動の支援を行います。



4 - 2 体系



第5章 基本施策

基本施策は、将来像の実現を図るため、基本方針に従い、計画期間内に具体的に取り組む事業の内容を示すものです。基本施策は、第4章の6つの基本方針の下に20の施策を配し体系的に再整理するとともに、これまでの5年間の取り組んできた事業の成果・進捗等について検証を行いました。

【凡例】

主体	:主に取り組む主体	:関係者・機関
期間	前期:平成19~23年度	後期:24~28年度
評価	:十分に成果が得られた	:ある程度成果が得られた
	:あまり成果が得られなかった	×:終了もしくは廃止
	:継続もしくは改善して推進	

5 - 1 人づくり - 担い手づくりの推進

(1) 後継者・新規就農者育成

- ・認定農業者連絡会・農業経営士協会・青年農業士会・4Hクラブなど、農業の担い手グループの活動を推進するとともに、新たな担い手育成の取組を行います。
- ・田原農業支援センターでは、子どもたちが農業に親しみ農業を学ぶことができる機会を提供するとともに、新規就農者等のための農地幹旋や農機具の貸与、技術面・経営面などの各種支援を行います。
- ・退職者を対象とした研修や、後継者の配偶者確保のための取組を充実します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
担い手団体育成支援事業	認定農業者連絡会・農業経営士協会・青年農業士会・4Hクラブの活動に対して支援し、活動の強化を図る。				県		
担い手営農支援振興事業	担い手育成総合支援協議会を設置し、運営を行う。				県 農業団体		
認定農業者の確保・育成	認定農業者の育成・指導を積極的に進めることにより、地域農業の活性化を目指す。				県		
開学準備・整備・運営支援事業 (大学等の誘致)	大学院大学の開学に向け支援を行う。					×	中止
小・中学生への農業教育の実施	小・中学生への農業教育を実施する。						

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農地斡旋事業	認定農業者・新規就農者への農地の斡旋事業を行う。		農業支援		農業委員会		
高校生への就農PR事業	渥美農業高等学校等の高校生に対し、就農PR事業を実施する。				県		
インターンシップ事業	大学生等を対象に1週間から1か月の農業就業体験を実施する。				農業団体		
農業研修事業 (入門編・実践編)	退職者等を対象とし、基本的な農作業や営農するために必要な研修事業を実施する。		農業支援		県		
都市・農村交流事業	農業後継者の配偶者確保のため、交流会、イベント等を実施する。				社会福祉協議会		
農機具バンク事業	新規就農者や農機具を持たないサラリーマン農家等へ農機具を貸与し、農作業の効率化を図るとともに、耕作放棄地の解消を図る。		農業支援				

【検証】

既存の担い手グループへの育成支援により、会員数は安定化し、活発な活動を行っています。

また、新たな担い手の育成策として、田原市の農業を知るための機会を設け、小中学校での農業教育、大学のファームステイ、営農を目指す方や趣味の耕作を希望する方を対象としたセミナーなども実施しています。

各事業はおおむね成果が認められましたが、今後も効果的、継続的な後継者・新規就農者育成のための各種対策に取り組む必要があります。

(2) 人手の確保・雇用対策の推進

- ・高齢者や外国人技能実習生をはじめ、農家の人手確保を推進し、安心して働くことができる環境づくりを推進します。
- ・酪農ヘルパー組合等の活動の推進を図ります。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
シルバー人材センター運営支援事業	シルバー人材センターの運営への支援を実施する。						

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
外国人技能実習生支援事業	農家が安心して外国人技能実習生を受け入れることができるよう支援を行う。実習生においては、社会的安定と法的保護のもと技能実習の目的を達成できるよう支援を行う。				受入機関		
酪農ヘルパー組合支援事業	酪農ヘルパー組合の事業活動に支援を行う。				ヘルパー組合		
農業生産法人・作業オペレーターの育成・支援	農業生産法人・作業オペレーターの育成・支援を実施する。						
農業人材総合口座事業	農家で働きたい人と労働力が必要な農家との情報管理・提供を行う。様々な分野の「達人」の活躍の場を提供する。また同様な人材を育成する。						×

【検証】

人材確保対策として、平成23年度にはJAが中国人技能実習生112人を受け入れ、市内の施設見学を4回実施しました。また、同年酪農ヘルパー制度を利用した農家は、目標値の65戸に対し50戸の実績があり、繁忙期の貴重な労働力として活用を図ることができました。

農業人材総合口座事業については、雇用者側と労働者側のニーズが合わず登録が伸びないことや、ハローワーク豊橋と田原市が共同で運営する田原市地域職業相談室で同様の取組を行うようになったことから廃止します。

(3) 営農支援機能の整備

- ・営農支援センターは、開設6年目となり、耕作放棄地の解消については、他市に比べ進んだ対応ができています。平成25年4月からは田原農業改良普及課内に事務所を移転し、名称も「田原農業支援センター」に改称します。これによりワンフロアとなることから、農家のための営農支援センターを目指していきます。
- ・今後は、田原農業改良普及課による営農計画の策定支援、資金相談、農業経営及び技術指導と営農支援センターによる農地情報の提供など、田原農業支援センターによる情報提供をワンフロアで行うことで、利便性の向上と一層の就農促進や農地の利用促進などを図ります。
- ・田原農業支援センターで、農業支援拠点として施策を展開する体制を整え、農地の保全、各種の人材育成・研修事業等の運営を実施していきます。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
田原農業支援センター管理運営事業	田原農業支援センターの管理・運営を行う。				県		

【検証】

耕作放棄地の解消については、個人の要望に応じ農地所有者と農家との仲介を行うというきめ細かいサービスを提供するなど、他市に比べ進んだ対応ができています。

(4) 企業的経営の推進

- ・認定農業者の増大を図るとともに、家族経営協定の締結推進や、企業的経営、ITの活用など、経営改善に関わる各種研修を実施します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
家族経営協定の締結の推進	家族の役割と立場を明確にして家族経営体の経営安定を図るため、家族経営協定の締結を推進する。				県 農業委員会		
農業法人の育成・支援	企業的経営への発展を目指し、経営体の法人化を推進する。						

【検証】

就農の課題の一つとして、長い労働時間や決まった休日が取れないなどの労働条件の悪さがあげられます。田原市においては、平成23年度末で、220戸の家族経営協定の締結が行われています。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながっています。

また、平成22年度に実施した調査によると、家族間で休日制を取り入れている農家ほど、後継者のめどがついている傾向があることなどから、今後も引き続き家族経営協定の締結を推進していく必要があります。

5 - 2 技づくり - 環境保全、情報化等新技术への対応

(1) 環境保全型農業の展開

- ・シルバーリーフコナジラミや、ハスモンヨトウなどの対策として、農薬を使用せずに行う有害生物の防除事業を推進します。
- ・農業用資材として使った使用済プラスチックの処理、残留農薬の検査、エコファーマーの育成など、地域の環境保全や食の安全を確保するための総合的な環境保全型農業の展開を推進します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
使用済農業資材適正処理事業	農業用の使用済プラスチックの適正な処理を図る。				協議会		
難防除害虫対策事業	シルバーリーフコナジラミ対策を実施する。						
園芸広域防除対策事業	ハスモンヨトウの防除を実施する。						
地域農産物安全実証事業	残留農薬等の検査を実施する。						
環境保全推進事業	環境保全形成に関する施策、推進体制等を定めた環境保全計画を策定、推進する。						
環境保全対策活動事業	事業所・畜産施設等の巡回指導による環境保全啓発活動を実施する。				県		
環境保全型農業推進事業(エコファーマーへの支援)	環境保全型農業を推進するとともに、エコファーマーへの支援を実施する。				県		

【検証】

JA、市との連携により環境保全と生産性維持に配慮した活動を実施してきました。平成23年度、JAではシルバーリーフコナジラミ対策として、トマト・ミニトマトの栽培農家325戸に支援をしました。さらにハスモンヨトウ対策として、市内5,417haに対しフェロモントラップを設置しました。

また、エコファーマーについては、平成27年度目標値700名に対し、平成23年までに669名の認定を受けることができました。

(2) 畜産経営の支援

- ・家畜ふん尿処理施設の改修、伝染病の発生防止、死亡牛の適正処理の支援など、畜産経営を支援します。
- ・循環型の農業を推進するために、家畜ふん尿を有効利用するバイオマスの活用などを検討します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
家畜ふん尿処理支援事業	家畜ふん尿処理施設の改修への支援を実施する。						
特殊肥料登録支援事業	堆肥成分分析への費用を助成する。						助成終了
悪臭対策事業	市内の畜産農家の協力を得て、モデル実証試験を実施する。						
家畜伝染病予防支援事業	家畜伝染病の発生を防止する。				協議会		
良質堆肥循環促進事業	畜産排せつ物を資源として循環利用する事業に助成する。						
死亡牛緊急処理支援事業	BSE 検査による死亡牛処理費用に対し助成する。						

【検証】

農家が畜産経営を行うにあたり、負担の大きなふん尿処理に対し施設改修などの支援措置を講ずることで、ふん尿処理の適正管理や経営安定を促進させ、事業も効果的に利用されています。

また、伝染病の発生予防とまん延防止のため、自衛防疫の啓発及び予防接種の支援措置を講ずることで、安心・安全かつ良質な畜産物の生産に繋がりました。事業実績は、以下のとおりです。

- ・家畜ふん尿処理施設の改修件数：平成22年度 5件、平成23年度 6件
- ・牛予防注射数：平成22年度 34,722頭、平成23年度 29,672頭
- ・エコセンター利用量：平成22年度 63.4t/日、平成23年度 66.2t/日

(3) 自然エネルギーの活用

- ・環境と共生する豊かで持続する地域を目指す「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進することで、自然エネルギーの活用を目指します。
- ・省エネルギーに対する意識を高め、効率の良い機器の活用や、自然エネルギーの導入を推進します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
エコ・ガーデンシティ構想推進事業	環境と共生する豊かで持続する地域を目指して7つのプロジェクトを推進する。				市民		
農業用代替エネルギー推進事業	化石燃料に代わる自然エネルギー(太陽光・太陽熱・風力発電等)の導入について検討する。				協議会		

【検証】

平成23年10月、日経グローバル（日本経済新聞社産業地域研究所）が行った第3回全国都市のサステナブル度調査で田原市が全国第1位となりました。サステナブルな都市とは「環境保全度」「経済豊かさ度」「社会安定度」の3つの側面が、バランスよく発展した都市を指します。調査では、農工業のバランスと、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの普及などの自然エネルギーの活用が高く評価されました。今後とも、環境と共生する豊かで持続する地域を目指す「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進する必要があります。

(4) IT農業の推進

- ・農家や消費者の食の安全に対する意識を高めるとともに、安全な食の価値が高まるように、農畜産物の生産履歴を明示していきます。
- ・農業にかかわる情報を農家や市民に提供する仕組みを充実するとともに、経験や勘に頼った環境管理から、システム化された温度管理やCO2管理など豊富なデータに基づいた農業情報を活用した付加価値の高い「IT農業」の推進を支援します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農作物トレーサビリティ推進事業	土づくり、品種、肥料、農薬、生育過程等の生産履歴の管理を推進する。				県		
農業情報提供事業 (農地・病害虫・補助金制度等)	インターネット等を通じ、農地、病害虫・補助金制度等の情報を提供する。		農業支援				
ルーラル電子図書館・農業HPの開設事業 (特産情報・農業体験情報等)	食・健康・農業・農村等農業に関する電子図書館を開設する。					×	廃止

【検証】

豊橋田原広域農業推進会議では、平成15年に「豊橋田原IT農業推進ビジョン」を策定し、農産物輸出及び食農教育等、時代のニーズに対応した農業分野における先進的な取組を進め、豊橋田原地域の農業の活性化を図ってきました。また、地域内の消費者と生産者とのコミュニケーションを図るためのネットワーク化も進めています。

平成23年度には食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証「JGAP」を「泉つまもの出荷組合」が取得するなど、安心・安全な農産物の生産に力を入れています。さらに、営農支援センターのメール配信サービスが始まり、農家に必要な農地・病害虫情報及び補助金制度等の各種情報が配信されています。

また、ルーラル電子図書館・農業HPの開設事業は、近年多様な情報サイトから農家が容易に閲覧できる等の理由から廃止します。

5 - 3 産地づくり - 農業経営の活性化

(1) 経営基盤の強化・ブランド化の推進

- ・農業経営の近代化や経営基盤の強化を推進します。
- ・農畜産物のブランド化を推進するとともに、地域全体の情報発信にもつなげる長期的な地域ブランド戦略を推進します。
- ・農業用施設の整備を行い、品質向上や有利販売の強化を行うことにより、産地の競争力強化を目指します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農業経営活性化事業	農業経営活性化を図るため、各種補助事業を実施し、営農に関するアイデアや省エネ技術を推奨する。				広域		
農業経営近代化支援事業	農業近代化資金の利子補給を行う。				県		
農業経営基盤強化支援事業	農業経営基盤強化資金(L資金)の利子補給を行う。				県		
地域ブランド化支援事業	関係機関が一体となって地域ブランド化のために必要な事業を行う。(田原市・JA 愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業)						
経営構造対策事業	温室・ハウスリース事業・赤羽根花き出荷場建設の補助を行う。(後期は類似事業で対応)				県		終了
強い農業づくり交付金	トマト・メロン出荷場建設の補助を行う。				県		
水田農業構造改革対策事業	生産目標数量に対する指導・補助を行う。						廃止
地域ブランド戦略の検討	地域ブランド戦略を検討し、ブランド戦略を展開する。				市民		
農業における地域ブランド推進事業	素材ブランドの強化、商品開発と商品ブランドの形成を推進する。				商工業者		

【検証】

豊橋田原広域農業推進会議（豊橋市、田原市、JA豊橋、JA愛知みなみで構成）の一員として、農産物輸出の推進、食農教育の推進、ファーマーズマーケット整備の推進を柱に、先進的な取組を進めてきました。平成21年度には、豊橋市にファーマーズマーケット「あぐりパーク食彩村」が開業し、生産者と消費者の交流が図られています。

また、多様化する消費者ニーズに対し、田原市の農畜産物ブランド力を高められるよう戦略を進めてきましたが、地域が一体となった戦略、ターゲットを

絞った戦略の不足などが課題として浮かび上がってきました。今後は、これらの課題を解消すべく、農家・JAとともに取り組んでいく必要があります。

(2) 販路拡大の推進

- ・JAや各種産直施設と連携して、新鮮で安全な農畜産物販売の場作りを支援します。
- ・地産地消の推進を図るとともに、食育を推進します。
- ・新たな市場開拓のため、海外への農畜産物輸出を推進します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
生産直接販売・農産物加工販売の支援事業	生産直接販売・農産物加工販売の支援を実施する。				商工業者		
地産地消推進事業	地産地消を積極的に支援する。				市民 商工業者		
食育推進事業	田原市食育推進計画を策定し、食育を推進する。				市民		

【検証】

JAの産直店舗の来客数は伸び悩んでおり、それぞれの立地条件を生かした魅力ある店舗づくりが必要とされています。

地産地消推進事業及び食育推進事業では、学校給食における地域の農畜産物の活用や花育バスツアーなどのイベントを実施しました。また、JA主催による小学生を対象とした野菜の収穫体験や出張授業が実施されています。今後も引き続き、地元農畜産物の活用とともに食育の推進を図る必要があります。

また、豊橋田原広域農業推進会議による農産物の海外輸出促進への取組については、香港において市長やJA愛知みなみ代表理事組合長などが試食販売の現場に立ち、農産物の安全性や当地域の農産物の品質の高さについてPRしました。

(3) 農業観光の推進

- ・豊富な農業資源を活用した体験の場を提供することで、農業観光の推進を図ります。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
観光推進事業	農業資源を生かした体験プログラムを策定し、農業観光を推進する。				ビューロー		
観光振興PR事業	旬産旬時・地産地消の「食」のPRを実施する。				ビューロー		
市民農園整備事業	滞在型市民農園(クライנגルテン)・日帰り型市民農園の整備を行う。					×	廃止

【検証】

田原市の強みである農業資源を活用した体験プログラムをより定着していくことが望めます。そこで今後は、渥美半島観光ビューローとともに農業と観光を結びつける農業観光(グリーンツーリズム)の構築やプロモーション活動に取り組んでいく必要があります。

滞在型市民農園(クライングルテン)の整備については、ニーズや費用対効果を考慮した結果、事業を廃止します。

5 - 4 ゆとりづくり - 交流・食育の推進

(1) 農村生活環境の整備

- ・農業生産基盤や生活環境の整備を総合的に実施し、活力と個性ある農村地域の整備を図ります。
- ・農村集落におけるし尿及び生活雑排水等の汚水を処理するために、農業集落排水を整備するとともに、適切な維持管理を行います。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農村環境保全対策促進事業	石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定と農業の維持を図ることを目的とした特定農業用管水路特別対策事業を実施する。				県		完了
農村振興総合整備事業	農村の総合的な振興を図るため、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村の基礎的な生活環境の整備を総合的に実施する。						
農村振興総合整備促進事業	農村地域の資源を活用し、特色ある農村整備を図り、都市と農村の交流を促進する。				県		完了
農業集落排水管路施設整備事業・維持管理事業	農業集落排水施設の管路整備、及び農業集落排水施設の適正な維持管理を行う。				国・県		

【検証】

農村生活環境における基盤整備を目標に、これまで事業を実施してきました。各事業とも事業計画に基づき順調に進捗しています。農村環境保全対策促進事業は平成20年度に完了、農村振興総合整備促進事業も平成19年度に完了しました。農村振興総合整備事業についても、目標10地区のうち、2地区が完了しました。主な事業の進捗率は、以下のとおりです。

(農村環境保全対策促進事業 / 特定農業用管水路特別対策事業)

- ・浦南地区 (H18～H20) : 完了

(農村振興総合整備事業)

- ・神戸地区 (H12～H18) : 完了
- ・童浦地区 (H13～H17) : 完了
- ・大久保地区 (H17～H25) : 進捗率 75.1%
- ・大草・高松地区 (H18～H27) : 進捗率 49.9%
- ・東部地区 (H19～H28) : 進捗率 25.7%
- ・六連地区・中山地区・若戸地区等 予定

(農村振興総合整備促進事業)

- ・藤七原地区 (H14～H19) : 完了

(農業集落排水管路施設整備事業・維持管理事業)

- ・ 泉北部地区：進捗率 67.7%
- ・ 中山地区：進捗率 5.2%

(2) コミュニティ・農村生活の向上

- ・ 農村地域を暮らしやすくするために、コミュニティにおける主体的な活動を支援します。
- ・ 農村生活アドバイザーの活動を支援するとともに、地元食材を活用した消費活動を啓発するなど、豊かな農村生活を支援します。
- ・ 農村において女性が暮らしやすく、働きやすい環境を整えるために、保育や子育ての支援を充実することで、男女が共に支える地域を目指します。
- ・ 外国人技能実習生等と地域との交流・融和を目指します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
地域コミュニティ振興事業	地域コミュニティを振興し、農地の保全や良好な農村生活の向上を図る。				市民		
農村生活アドバイザー支援事業	農村生活アドバイザーへの支援事業を行う。				県		
地域農畜産物活用推進事業(地元食材料理教室等)	地域農畜産物を活用した調理・加工品の製造等を推進する(地元食材料理教室等の実施)。				県		
児童クラブ運営事業	放課後、仕事等で子どもの世話ができない保護者への支援を実施する。						
地域子育て支援センター運営事業	子育てに関する相談や仲間づくりの場として、中部保育園・伊良湖岬保育園内に設置。						
ファミリー・サポート・センター運営事業	子育ての支援を受けたい人・協力できる人との相互間の連携を推進、センター施設を通じて支援する。				民間		

【検証】

地域農畜産物活用推進事業では、「農村輝きネット・あつみ」主催で「加工品・料理コンテスト」が行われ、平成23年度受賞作の「キャベコロ」、「プロッコリーのレアチーズケーキ」がともに商品化されました。

また、児童クラブ運営事業は、平成24年度には11の児童クラブを運営するなど、子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくりを進めています。

(3) 食育と健康づくり・農業に親しむ機会づくり

- ・サンテパークたはらや市民ふれあい農園の適切な管理運営や利用促進のためのPRを行います。
- ・健全な食生活の実現、食文化の継承、健康増進のために、食と健康について市民が学ぶ機会を提供するとともに、学校給食をはじめ子どもたちが食について学ぶ機会を充実し、食育を推進します。
- ・「たはら食育推進計画2016」に基づき、講演会及び食農教育等を開催します。また、農業体験学習を、全小学校・保育園・幼稚園で行い、子どもたちが農業に親しむ機会を充実します。
- ・無農薬・減農薬の農産物や地産地消のPR、郷土料理の継承などを推進します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
食育推進事業	田原市食育推進計画を策定し、食育を推進する(H23年度策定)。				市民		
市民ふれあい農園運営事業	ふれあい農園の管理運営を実施する。				市民		
農村ツーリズム推進事業	農村ツーリズムを推進するための調査・研究を実施する。					×	廃止
芦ヶ池農業公園運営事業	来園者が安心できる維持管理体制と、喜んでもらえる環境の整備や運営を実践する。						
芦ヶ池農業公園PR事業	集客のための各種イベントを開催するとともに、農業公園の魅力をメディア等を通じてPRする。						
健康保持・増進事業	健康教育を推進するとともに、食生活改善推進員の育成を図る。				市民		
市民農園整備事業 クラインガルテン(滞在型・日帰り型・体験農園)整備・運営・管理事業	市民農園・クラインガルテン(滞在型・日帰り型・体験農園)の整備・運営・管理を実施する。					×	廃止
農業体験塾開催事業 (小・中学生・一般)	農業体験塾を開催し、子どもの頃から農業に親しむ機会をつくる。					×	廃止
ワーキングホリデー開催事業	ワーキングホリデーを開催し、農業・農村体験を通じた農業振興を推進する。					×	廃止

【検証】

市民ふれあい農園(田原町北荒井)については、毎年、利用可能区画数である50区画を上回る応募があり、農業に親しむ機会を提供しています。

また、平成24年3月に「たはら食育推進計画2016」を策定し、この計画に基づき、食生活改善推進員と地域の方による「早起きおにぎりキャンペーン」

や、農村輝きネット・あつみによる郷土料理「じょじょ切り」のPR等が実施されています。全小学校・保育園・幼稚園においても、農業体験が実施され、農業に親しむ機会が提供されています。

農村ツーリズムの推進、市民農園・クラインガルデンの整備、ワーキングホリデーの開催については、ニーズや費用対効果を検証した結果、事業を廃止します。

5 - 5 土づくり - 農地の保全・活用の推進

(1) 優良農地の保全や利用集積

- ・優良農地の保全を図るために、農地の確保と効率的利用、耕作放棄地調査、担い手の育成など、農業委員会等による活動を強化し、効率的な営農が可能となるように農地を集約します。
- ・農地を売りたい農家と取得したい農家等との仲介を的確に行い、農地の有効活用を進めます。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農業委員会運営事業	農家の地位向上、農地の確保と効率利用を促進する。				農業委員会		
農地利用集積促進支援事業	農用地利用集積計画を策定し、担い手育成及び農地の有効利用を図る。				農業委員会		
農地利用状況管理事業(農地パトロール・調査・地図情報化等)	農地の利用実態についての確に調査・把握するため農地パトロールを実施する。				農業委員会		
農地利用調整組織の設置(農地斡旋事業に統合)	中核的担い手農家(認定農業者)や新規就農者への農地斡旋を実施する。				農業委員会	×	廃止

【検証】

農業委員会が主体となり進めてきた事業であり、十分に成果が得られています。平成23年度までの実績は農地利用集積促進支援事業による所有権移転が555件、利用権設定が1,427件あり、農地の有効利用が図られました。

農地利用状況管理事業では、農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地等の状況を確認しました。耕作放棄地の土地所有者に対しては農地バンクを利用した農地流動化を促し、耕作放棄地の解消に努めています。

(2) 耕作放棄地の解消

- ・再生可能な耕作放棄地については、市が担い手に紹介するなど、再生を目指し農地の流動化を推進します。
- ・市及びJAが、農地の貸借・売買の仲介を進めます。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農地利用集積円滑化事業における売買事業	農地利用集積円滑化事業による売買事業を実施し、認定農業者を中心に農地を斡旋する。				農業委員会		
農地利用集積円滑化事業における賃貸借事業	農地利用集積円滑化事業による賃貸借事業を実施し、認定農業者・新規就農者へ農地を斡旋する。				農業委員会		
特定法人貸付事業	田原市全域を区域として特定法人貸付事業を実施する。					×	廃止

【検証】

複数の所有者が持つ集団的な農地については、農地利用集積円滑化事業における売買事業を活用し、農地を斡旋しています。

農地利用集積円滑化事業における賃貸借事業を実施することで、平成23年度までに154件の利用集積を行いました。今後も農家にはJA愛知みなみの広報誌等を通じて情報発信を行っていきます。

特定法人貸付事業は、平成21年度の農地法の改正により制度自体が廃止となっています。

(3) 菜の花エコプロジェクトの推進

- ・耕作放棄地を活用して菜の花を栽培するとともに、菜種油等の循環を図る菜の花エコプロジェクトを進めています。今後も、市民一人ひとりまで浸透した資源循環型社会の構築を目指すとともに、優良な農地を保全していきます。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
菜の花エコプロジェクト推進事業	地域の豊かな自然・社会環境を将来の世代に引き継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして耕作放棄地の活用を図るとともに、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効利用を推進する。				NPO		

【検証】

菜の花エコプロジェクト推進事業として、平成23年度には12.8haの菜の花が栽培されました。平成18年度から23年度までに40か所(約6.5ha)の農地が露地栽培を希望する担い手に橋渡しされることにより、耕作放棄地の解消が図られました。

5 - 6 耕地づくり - 農業基盤整備の推進

(1) 営農のための基盤整備

- ・農業用水の効率的利用や水田の高度利用によって営農経費の削減を図るとともに、畑地の区画整備や農地の集約化により、農業経営の合理化と生産性の向上を図ります。
- ・広域的な幹線農道の整備を図るとともに、土地改良区と連携し道路・排水路・ため池等の土地改良施設の基盤整備や、土地改良施設、排水機等の維持管理を進めます。
- ・農用地及び農業用施設に対する自然災害の発生を未然に防止し、安定的で生産性の高い農地を維持します。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
経営体育成基盤整備促進事業	区画形質の変更及び大区画の造成・排水路の整備等の実施による農用地の集積化、省力化を図る。				県		完了
畑地帯総合農地整備促進事業	排水路改修、農道舗装等を実施する。				県		
広域営農団地農道整備促進事業	渥美半島の広域的な幹線農道の整備を計画する。				県		
土地改良施設整備事業	農業の生産性の向上、災害防止及び国土の保全を図ることを目的として、道路・排水路・その他の土地改良施設の整備等を実施する。						
土地改良施設整備支援事業	土地改良区が実施する土地改良施設整備事業への支援を実施する。				土地改良区		
土地改良施設維持事業	土地改良施設の適正管理を図り、小規模災害等へ適応するよう施設の維持管理を実施する。						
土地改良施設維持支援事業	土地改良区が実施する土地改良施設維持事業への支援を実施する。				土地改良区		
排水機場等維持事業	排水機場の定期的な保守点検及び維持管理を実施する。						
緊急農地防災促進事業	農用地及び農業用施設に対し自然災害の発生を未然防止、及び農業用施設の機能回復等を実施する。				県		

【検証】

これまで、県、市及び土地改良区が主体となり、計画的に事業を実施するとともに、土地改良施設の定期的な保守点検や維持管理を行ってきました。今後も、生産性の向上、災害防止及び国土の保全を図ることを目的に各施設の整備を進めていく必要があります。主な事業の進捗率は、以下のとおりです。

(畑地帯総合農地整備促進事業)

- ・伊良湖地区(H14～H19)：完了
- ・谷熊地区(H20～H26 予定)：進捗率 50.2%
- ・伊良湖2期地区(H21～H26 予定)：進捗率 32.4%

(緊急農地防災促進事業)

- ・排水等施設整備事業、渥美第五地区(H16～H20)：完了
- ・排水等施設整備事業、青尾新田地区(H19～H26)：進捗率 60.6%
- ・老朽ため池整備事業、野田新池地区(H19～H21)：完了

(2) 用水の安定的な確保

- ・豊川用水の支線水路、水管理施設等の改良を行い水の有効利用を図るとともに、豊川用水施設の改築を行い用水の安定供給を図ります。
- ・水源を安定的に確保するための広域的な対策を促すとともに、治山・治水・水源林保全や水資源開発を行う地域である上流域の振興について支援を行います。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期(評価)	後期(目標)
豊川総合用水県営かんがい排水促進事業	豊川総合用水事業における水管理体系と一体的な配水管理ができるよう、支線水路、水管理施設等の改良を行う。				県		完了
豊川用水整備促進事業(豊川用水二期水資源機構かんがい排水促進事業より事業名変更)	農業用水等の安定供給・安定確保を図るため、豊川用水施設の改築を実施する。				水資源機構		
水源地域振興事業(水源施設整備促進事業、水源地域振興事業、水源林保全事業 統合)	水資源の安定確保のために、設楽ダムの整備促進を図る。また、水資源の保全、水源地域の振興のため、(財)豊川水源基金を通して事業を実施する。				県		

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
設楽町交流事業 (上下流交流拠点運営事業より分割)	設楽町との姉妹都市提携に基づき、民間同士の相互交流の促進を図るとともに、交流拠点施設の管理・運営、利用の促進を図る。						
ふれあいの館等運営事業 (上下流交流拠点運営事業より分割)	姉妹都市である設楽町との交流拠点である「田原市ふれあいの館」及び「ふれあいの里パターゴルフ場」の管理運営を行うとともに、施設の利用促進を図ることで地域住民の交流を促進し、豊川上下流の相互理解を深める。						

【検証】

これまで、水需要のひっ迫した東三河地域に大島ダム等の新規水源開発を行うことにより水資源の有効利用を図ってきました。また、老朽化した豊川用水施設のうち、特に緊急を要する施設を改築して水の安定供給と安全な施設管理を行ってきました。主な事業の進捗率及び実績は、以下のとおりです。

(豊川総合用水県営かんがい排水促進事業)

- ・豊川総合用水地区(S61～H20)：完了
- ・豊川総合用水二期地区(S63～H20)：完了

(豊川用水整備促進事業)

- ・豊川用水二期事業(水路改築)(H11～H23)：完了
- ・豊川用水二期事業(大規模地震対策・石綿管除去対策)(H19～H27)
：進捗率44.3%

(水源地域振興事業)

- ・設楽ダム建設事業
- ・水源林整備面積(間伐実施面積：県内助成事業分)
平成28年度目標値：350ha 平成23年度実績：493.3ha

(設楽町交流事業)

- ・交流スタンプラリー参加者数：809人(H23)
- ・三都橋・豊邦交流センター利用者数：2,934人(H23)

(ふれあいの館等運営事業)

- ・田原市民宿泊者数：591人(H23)

(3)農地・水・環境の保全

- ・地域における農地・水・環境の良好な保全と向上を地域ぐるみで進めます。
- ・排水機能を強化して、たん水防除を図ります。
- ・河川や三河湾の水質を調査するとともに、的確な水質保全対策を図ります。

【事業リスト】

事業名	概要	主体				期間	
		農家	市	JA	その他	前期 (評価)	後期 (目標)
農地・水・環境保全 向上対策支援事業	地域における農地・水・環境の 良好な保全とその質的向上を 図るために、地域ぐるみで効果 の高い共同活動を実施する。				地域活動組織		
ため池等整備促進 事業	島添池・破岩池の整備を実施す る。				県		
ため池等水質保全 対策事業	芦ヶ池等のアオコ対策を実施す るなど、水質保全対策事業を実 施する。				水資源機構 土地改良区		
県営たん水防除促 進事業	たん水被害を防止するため、排 水機場の改修を行う。				県		
水質保全対策事業	河川モニターによる各校区の河 川モニタリングを実施する。 (河川水質等調査:37 か所、事 業所排水調査:15 か所の事 業所の水質保全調査の実施)				水資源機構 土地改良区		
三河湾等保全対策 事業	三河湾の水質調査(定点水質 測定:11 か所)を実施し、汚濁 状況を把握する。						

【検証】

農業用施設の維持管理のため、地域ぐるみで草刈や浚渫等を行うなどの共同活動を推進します。また、排水能力の低下により水害の恐れがある地区においては、被害を未然に防止するため、排水機場の改修などの県営たん水防除促進事業を引き続き実施する必要があります。これら事業の実績・進捗率は、以下のとおりです。

(農地・水・環境保全向上対策支援事業)

- ・共同活動(H24～H28)全体計画:19地区
- ・向上活動(H23～H27)全体計画:16地区

(ため池等整備促進事業)

- ・島添池(H18～H21):完了
- ・破岩池(H25～H28):進捗率0%

(県営たん水防除促進事業)

- ・渥美第四地区(H19～H25):進捗率54.8%
- ・新小中山地区(H23～H29):進捗率4.4%

第6章 重点プロジェクト

田原市の農業の問題点や農業を取り巻く社会情勢等の変化、農家及び農業関係機関とのヒアリング調査での意見に対応するため、重点的に取り組むプロジェクトとして「担い手の育成・確保」「新たな農業戦略」「耕作放棄地の解消」の3つを設定します。

(重点プロジェクト)

《担い手の育成・確保》

経営体の強化
 育成制度の強化
 教育・啓発活動の積極的な展開



《新たな農業戦略》

地域ブランドの推進
 経費削減や環境に配慮した技術の導入
 農商工連携・6次産業化の推進
 海外への輸出推進



《耕作放棄地の解消》

農地情報の共有化
 仲介機能の強化



6 - 1 担い手の育成・確保

担い手の育成・確保を図るために取り組まなければならない3つの取組「経営体の強化」「育成制度の強化」「教育・啓発活動の積極的な展開」について具体策を提示します。

経営体の強化

1 現状と課題

田原市の農業就業者数は年々減少しているものの、個々の農家の経営規模は大規模化が進んでいます。これにより市全体の農地は適正な利用が図られており、農業産出額はここ十数年間ほぼ変動なく推移しています。田原市の農業従事者の平均年齢は59.6歳と全国平均よりも若く、15%の農家は経営規模の拡大を希望しています。

その一方で、新規就農者にとっての課題としては、他業種と比べての所得の低さや不安定さ、長い労働時間や決まった休暇日が取れないなどの労働条件が挙げられています。田原市が平成22年度に大学との連携により実施した認定農業者対象の調査によると、家族間で休日制を取り入れている農家ほど後継者のめどがついている傾向があることから、農家の適切な「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することは、円滑な世代交代を促し、持続的かつ活力のある地域農業を実現する上で極めて重要であると言えます。

以上により、担い手の育成・確保を図るための解決策として、所得の安定化及び労働時間の短縮・休日制の導入をはじめとする経営体の強化が必要です。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・将来の見通しが立たないため、子どもに後継を勧められない
- ・「田舎」の悪いイメージを持たれている人が多いが、田原では経営的に自立している方が多い
- ・最近では家族経営協定で、日曜日は休みにしているところや自由に休みを取る農家が普通になりつつある
- ・週に1回の休みを確保するなど、労働条件を考えることも必要
- ・親をみて農家を目指した。サラリーマンとは違った喜びがある
- ・自分のやり方次第で、自由に時間が作れるのが魅力

3 取組方針・取組

「新たな農業経営指標（農家カルテ）」により、個別農家へのきめ細やかな経営診断や指導を行います

平成24年度に国から認定農業者に対し「新たな農業経営指標」による経営の自己診断が要件化されました。この経営指標を『農家カルテ』とし、現在の経営状態や労働環境を把握し、自ら定めた経営改善目標への道筋を明確にします。農家はこの経営指標を適切かつ効果的に運用することで経営のレベルアップを図り

ます。JA、県及び市は連携して、経営診断、経営改善のための相談窓口の開設、定期指導会の開催、目標達成が難しい農家に対する個別指導などきめ細やかなフォローアップ活動を行い、農家の経営改善目標（所得・労働時間）の確実な達成を後押しします。

農家加へによる経営診断・指導	H25	H26	H27	H28	H29
内容	経営診断 指導の実施				
指導会の開催回数	年20回	年20回	年20回	年20回	年20回
主体	農家・JA・県・市・ヘルパー組合				

家族経営協定の締結を推進するとともに、『農休日（休日制度）』の普及啓発を図ります

理想的な農業家族経営を営むには、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件を話し合うことが必要です。日々の労働時間や休日、給与、家事・育児等の担当などを話し合いで取り決め、家族経営協定を結ぶことで、やりがいとゆとりのある労働環境がもたらされます。JA、県、市及び農業委員会は、地域や部会、農業関係団体を通じて家族経営協定の締結を積極的に推進します。

また、労働時間の短縮のための第一歩として、『農休日（休日制度）』の普及を農家に呼びかけ、適切なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

農休日（休日制）の普及推進	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実態調査	啓発活動の 実施			
家族経営協定締結数	230戸	240戸	250戸	260戸	270戸
主体	農家・JA・県・市・農業委員会				

農業ヘルパー派遣制度を充実します

農業は年間を通じて時間に拘束されます。特に繁忙期などにおいては通常よりも多くの労働力が必要となります。既に取り組みされている酪農ヘルパーの活用はもとより、田原市農業ヘルパー制度を創設し、農作業の季節性に対応した補助労働力不足を補うとともに、市民に雇用機会や農業に触れる機会を創り出し、農家の経営改善と市民の交流を図ります。

農業ヘルパーの派遣制度の充実	H25	H26	H27	H28	H29
内容	ニーズの 把握、調整	農家への 派遣開始			
主体	農家・JA・県・市				

4 目指す姿

上記に挙げた取組を行うことで、効率的かつ安定的な農業経営を実践する基幹経営体を育成します。これにより、営農が魅力と充実感にあふれ、やりがいのある職業となることを目指します。

経営体の強化	H25	H26	H27	H28	H29
認定農業者の増加 (平成23年度末：1,179人)	実施(継続)				
認定農業者数	1,220人	1,290人	1,360人	1,430人	1,500人



育成制度の強化

1 現状と課題

昨今の社会情勢の変化の中で、農業分野は雇用の受け皿として大きな注目を集めていますが、関心の高まりと新規参入者の数は必ずしも比例するものではありません。田原市の新規就農者数は、平成15年から平成24年までの10年間で358人ですが、うち非農家からの新規参入者は4名にとどまっています。その理由として、「営農技術・知識の習得」、「農地の取得」、「資本の確保」等の条件が必要となっており、新規参入には高いハードルになっています。

これからの農業の担い手を確保するためには、新規参入者の受入れが不可欠であり、そのためには「営農技術・知識の習得」の支援とともに、「農地の取得」、「資本の確保」等の就農条件の軽減が求められています。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・新規就農は、設備費と技術がネックで困難だと思う
- ・初期投資に対する負担軽減が必要である
- ・新規就農者を受け入れ、技術を継承したい
- ・新規就農しやすいような受け入れ対策を設けるべき
- ・新規就農者のために初期費用の補助など収入安定のための対策が必要

3 取組方針・取組

多様な担い手確保のために、農業講座を開設します

新しく農業に取り組みたい人のために、農起業支援センター（田原農業改良普及課内）で、農業技術・知識、経営、地域との交流を学ぶための講座を開設します。カリキュラムは実践に即した内容とし、就農希望者が農業経営を体験したり、農業経営者からじかに技術指導を受けることを目的にした、希望農種別の農家受入研修制度を検討します。

多様な担い手確保のための 農業講座の開設	H25	H26	H27	H28	H29
内容	講座開設 (キャベツコース)	コース増設 (ブロッコリーコース)	コース増設 (スイートコーンコース)	コース増設	
受講コース	1コース	2コース	3コース	4コース	5コース
主体	農家・JA・県・市				

農業よろず相談窓口を開設します

農業に関する相談窓口となる『農業よろず相談窓口』を、田原農業支援センターに開設します。ここでは、「農業を始めたい」、「農地を取得したい」、「栽培の技術を教えてほしい」、「農業に関する補助金を使いたい」など、農業に関するあらゆる相談や情報提供を行います。

よろず相談窓口の開設	H25	H26	H27	H28	H29
内容	相談窓口の 検討・開設				
相談件数	30件	40件	50件	60件	70件
主体	田原農業支援センター				

農地権利取得要件の緩和に取り組みます

新たに農業を始める人のために、農地取得要件の緩和対策を行います。また、農業講座修了者に対しては、農地取得のための許可要件を軽減します。

農地権利取得要件の緩和	H25	H26	H27	H28	H29
内容	特区申請 内容確認	特区申請	実施		
主体	県・市・農業委員会				

4 目指す姿

田原市の優れた農業技術や英知を次の世代に確実に伝えるために、意欲のある人材を地域全体で受入・育成・支援を行い、新規就農者が根付く環境を構築し、田原市が優良な農業地域であり続けることを目指します。

育成制度の強化	H25	H26	H27	H28	H29
農業講座の受講者数	実施（継続）				
新規就農者数	5人	10人	15人	20人	25人



教育・啓発活動の積極的な展開

1 現状と課題

田原市の農業の担い手は年々減少しています。減少する理由として、「重労働である」「休みが取れない」「所得が低い」「格好悪い」「将来が不安」等、職種としての農業の印象が良くないためという意見が多く出されています。また、「職業選択が多様化した」「親が農業を勧めない」等の周囲の環境によるものもあります。

その一方で、農業は「本人のやり方次第で時間が自由に取れる」「儲かる」「やりがいがある職業」といったまったく逆の意見も多く聞こえており、併せて「農業の正しい姿が正確に伝わっていないのではないか」「地域や農業に対する誇りや愛着が薄いのではないか」という問題が提起されています。

以上のことから、これからの農業の担い手の確保・育成を図っていくために、啓発活動、教育活動、宣伝活動を積極的に行い、農業が誇りと愛着が持てる産業であることを伝えていくことが必要です。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・農家の長男で、子どものころからなんとなく農業を継ぐイメージがある
- ・農業高校に入学した非農家の子が、3年間で就農に興味を持つ場合もある
- ・農業に対するネガティブキャンペーンが張りめぐっている。魅力がない、大変である…、もっとポジティブなキャンペーンを展開してほしい
- ・農業のいいイメージづくりをアピールする必要がある。仕事後、家ではつらいことしか話題にしない。しかし、そこで喜びも得られることをアピールして、農業に興味を持ってもらうことが必要
- ・農業は儲かるから、担い手はなくなると思う
- ・時間に拘束されるのは、農家よりも勤め人だと思ふ
- ・親が農業の良さを子どもに教えることが大切
- ・先代の努力を後世に引き継ぎたい
- ・女性や子どもに農業を理解してもらうことが大切である

3 取組方針・取組

農業イメージを向上するための啓発活動を展開します

農業は、一般的にマイナスのイメージで認識されています。マイナスのイメージを払拭し、田原市農業の素晴らしさや将来性を市民等に知ってもらうために、農家、関係機関・団体が一体となった積極的な啓発活動を展開します。田原市の農業の強みや自慢を宣伝文句に用い、公共施設、駅その他各所へのポスター掲示や各種印刷物、名刺等への掲載を行い、広くキャンペーンを展開します。

農業イメージ向上のための 啓発活動	H25	H26	H27	H28	H29
内容	印刷物 掲載等				
主体	農家・市民・JA・県・市				

保育園、小学校、中学校でふるさと学習（農業）を行います

田原市のイメージは？といえば、田んぼや畑等の田園風景が思い浮かぶほど田原市の田園風景は生活と密着していますが、本市の農家数は徐々に減少してきており、農業が身近なものという意識もまた、昔と比べて希薄になってきています。市内の保育園、小学校、中学校で行うふるさと学習において農家や農業関係者自らが講師となって農業を伝え、農業と地域の大切さ、誇り、愛着を育みます。また、親子農業教室を開催することで、父兄の農業への理解を深めます。



ふるさと（農業）教育	H25	H26	H27	H28	H29
内容	所管調整 内容検討	実施			
主体	農家・JA・県・市・教育委員会				

農業を後世に引き継いでいくための話し合いを行います

地域で脈々と引き継がれてきた大切な財産である農業を次の世代へ確実に引き継ぐことができるように、農家や市民、農業に携わる団体・機関・組織等が一体となって「農家の後継者対策」「新規参入者対策」「女性の就農対策」「配偶者対策」等について定期的に話し合いを行い、田原市農業の未来像を共有・検討するとともに、取組を行います。

持続可能な農業についての 検討会	H25	H26	H27	H28	H29
内容	内容検討 実施				
開催回数	12回	12回	12回	12回	12回
主体	農家・JA・県・市・農業委員会・市民等				

4 目指す姿

本市農業の持つ魅力を広く知らしめるための教育・啓発・宣伝活動を徹底的に展開することで、対外的には『田原市』『JA愛知みなみ』『渥美半島』等の知名度の向上を図り、市内農家や市民に対しては田原市の農業と地域に誇りと愛着を感じてもらえることを目指します。

教育・啓発活動の積極的な展開	H25	H26	H27	H28	H29
新規就農者の増加	実施(継続) 				
新規就農者数	30人	30人	30人	30人	30人



新たな農業戦略として取り組まなければならない4つの取組「地域ブランドの推進」「経費削減や環境に配慮した技術の導入」「農商工連携・6次産業化の推進」「海外への輸出推進」について具体策を提示します。

地域ブランドの推進

1 現状と課題

田原市の農業は、日本一の冠を持ってはいるものの、全国的にはあまり知られていないとともに、市民の関心もまだ高いとは言えません。

また、キャベツ、ブロッコリー、メロン、菊等多様な農畜産物が大量に産出されているにもかかわらず、多様すぎることでかえって特産品がないイメージがあります。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・ ブランドの価値は、その商品を求める消費者が決める
- ・ 田原の農畜産物は何でもありすぎて、こだわりの特産品がないイメージがある
- ・ 農家の情報発信が個別すぎて、地域ブランドとしての認知が薄い
- ・ 地域が一丸となって1つの地域ブランドとしてやる気風はないように思われる
- ・ これまで培ってきたブランドイメージを利用すべきである
- ・ 相手を見据えたブランド化が必要である
- ・ 品目毎にターゲットを考え、きめ細やかな配慮が必要である
- ・ ブランド化を図ろうとした場合、「常春の渥美半島」をキャッチフレーズにしてみてもどうか
- ・ これからは、安心・安全に留意しなければ生き残れない
- ・ 自分が作った野菜を一口でも食べてもらう機会があれば、良さを分かってもらえる



3 取組・取組計画

(1) 地元から田原市の農業への関心を高め、田原市の農畜産物の安全性や品質・栄養価・おいしさ等を消費者にわかりやすく明確に伝えることで、農畜産物の需要拡大を図ります

農業を食育・花育等に生かすことで、まずは地元から田原市の農業への関心を高めていきます

- ・ 学校・保育園等における食育・花育・農業体験の充実、地産地消の推進

子どもたちが、自然の恵みを実感し、自然や生物、生産者等に対して感謝の気持ちを育めるよう、学校・保育園等において農業体験や、自ら栽培・収穫した農産物を自ら調理して食す機会を充実させます。

また、給食を通じて田原市の農畜産物の豊富さ・おいしさを伝えるとともに、地産地消を推進します。

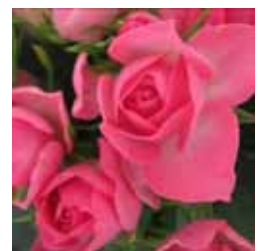
・食育・花育・農業体験コーディネーター事業

農家と学校を身近なものとするため、学校が必要とするゲストティーチャーや協力者を紹介します。

食育・花育・農業体験の充実	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
体験実施数	小学校 20 校/20 校 保育園・幼稚園 23 園/23 園				
主体	市民・農家・JA・市・教育委員会				

・「花を贈る日」の普及

花業界が提案する新しい取組「フラワーバレンタイン*」「いい夫婦の日*」に参画し、普及を図ります。また、田原市が「花のまち」「花を贈るまち」として定着が図られるよう、「フラワーバレンタイン」「いい夫婦の日」だけに限定せず、さらなる展開を検討し、実行に移していきます。



*フラワーバレンタインとは

2月14日に、男性から女性に花を贈ろうという取組。

*いい夫婦の日とは

11月22日を、花を贈る新たな物日（年中行事）にして消費拡大を図ろうとする取組。

花を贈る日の普及	H25	H26	H27	H28	H29
内容	検討	普及			
プロモーション数	1回/年	2回/年	2回/年	3回/年	3回/年
主体	市民・農家・JA・市				

田原市の青果物の品質について、消費者にわかりやすく、具体的、明確に伝えていきます

・野菜ソムリエ・食育ソムリエ育成事業

青果物、食品業界に携わる主婦や、青果物に関連する知識を身につけたい女性等を中心に、「野菜ソムリエ」「食育ソムリエ」を育成し、市内の直売所、スーパーマーケット、レストラン、各種イベント等で、田原市の青果物の安全性や品質・栄養価・おいしさ・調理方法等を消費者にわかりやすく明確に伝えていきます。

・野菜ソムリエ・食育ソムリエの組織化

野菜ソムリエ・食育ソムリエを中心に田原市の野菜や花の消費拡大を応援する組織（渥美半島農畜産物もりあげ隊）を立ち上げます。野菜ソムリエ・食育ソムリエが中心となり新商品やレシピの提案、料理教室が



開催されるとともに、野菜や花の販売現場での活躍が期待できます。

育成事業・組織化	H25	H26	H27	H28	H29
内容	検討	育成			
登録者数(延べ)	20名	30名	40名	50名	60名(組織化)
主体	市民・農家・JA・市				

・野菜ソムリエ 自治体パートナー制度*に登録

田原市が、野菜ソムリエ自治体パートナーに登録すると、野菜ソムリエによるイベント・品評会等に田原市の農家が参加する機会が生まれます。田原市の農家と実需者を結びつけることで、全国の青果店やレストランなどの実需者向けに田原市の農畜産物を提供することができます。

野菜ソムリエ自治体制度登録	H25	H26	H27	H28	H29
内容	登録	利用			
プロモーション数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年
主体	農家・JA・市				

*野菜ソムリエ自治体パートナー制度

全国の野菜・果物の魅力を広く発信し地域を活性化していくことを目的とした、自治体と日本野菜ソムリエ協会のパートナー制度。「野菜ソムリエ 自治体パートナー」に登録すると、各地域の青果など特産物のプロモーション活動をはじめ、地域振興などを目的とした各種活動において全国の野菜ソムリエと連携することができる。

農業と観光の連携による新たなプロモーションを実施します

・渥美半島の直売所マップ(楽しみ方・自慢の声を紹介)、野菜収穫・花カレンダーの作成

「いつ、どこで野菜や花を収穫・購入できるの」という消費者の声に応えます。

・渥美半島どんぶり街道と連携し、なんでもそろふ渥美半島の農畜産物の魅力を紹介

農業と観光が連携することで、消費者の求める「見る」「食べる」「学ぶ」「遊ぶ」「癒し」をセットで提供していきます。また、田原市観光基本計画に位置づけられた「渥美半島“まるごと体験”プロジェクト」を推進します。

直売所マップなど作成	H25	H26	H27	H28	H29
内容	直売所マップ	野菜消費拡大 花き消費拡大			
パンフレット等作成	1	1	-	-	-
主体	農家・JA・市・観光ビューロー				

(2) マーケットニーズを調査し、品目毎にターゲットを設定、きめ細やかな戦略を立てて販売を行います

・田原市シティセールスとの連携

平成25年度から2カ年で策定される「田原市シティセールス推進計画」と連携を図り、効率的・効果的にきめ細やかな戦略を推進していきます。

・JAによる「花き」、「青果」、「畜産」ごとのきめ細やかな戦略の実施

「花き」ブランド力と販売力の強化を継続的な柱とし、栽培・品質管理の徹底やマーケットニーズに対応できる商品づくり、産地から価格提示発信のできる販売に取り組む。

市場、経済連等と連携した消費動向の把握、顧客ニーズ調査、海外のマーケティング調査を実施する。

「青果」安心・安全な農産物の生産体制を確立し、流通・生産コストの削減、契約取引の拡大、販売・流通経路の確保、消費拡大対策等により「生産力の強化」「集荷力の強化」「販売・流通の強化」を図る。

「畜産」消費者に向けての畜産物の安心・安全をPRし販売を強化していく。

各種イベントへの参加、スーパーでの試食、販売PR活動を実施、コンビニでのブランド商品の定期販売を実施する。



・田原市・JA愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業による各種支援

田原市・JA愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業を推進することで、メディアを活用した消費宣伝や収穫体験、フラワーアレンジメント教室の開催による消費者交流等の取組を支援します。

(3) ブランドタイトルに「渥美半島」を加えていきます

・品物ごとに様々な産地名を使用するのではなく、ブランドタイトル、サブタイトル等に「渥美半島」または「伊良湖」を入れて統一することを検討

・出荷の際に使用する箱や包装に「渥美半島」の文字を加えることで、さらに優位な販売を実施

箱や包装に「渥美半島」を加える	H25	H26	H27	H28	H29
内容	依頼				
箱や包装の「渥美半島」表示率	-	-	-	-	100%
主体	農家・JA				

(4) 高品質で安心・安全な農畜産物づくりを行い、環境保全型農業を推進します

・農業生産工程管理（GAP）等の導入を推進

GAP等の導入を推進し、消費者に対し田原市の農畜産物の安全性や品質の見

える化を図ります。

GAP等の導入支援	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
GAP導入数	2業者				5業者
主体	農家・JA				

・化学肥料や農薬の使用の低減

環境の保全と生産性の維持が調和した農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用を低減し、農薬を使用しない害虫防除としてのフェロモントラップや黄色粘着板の設置等、環境に負荷をかけない取組の普及を図ります。

(5)「農の匠」の認定等による品目別ブランドづくりを行います

・「農の匠」の認定

農業現場において優れた技術を生み出し、農業生産を実践してきた農家「農の匠」を品目や地域ごとに認定し、優れた技術を守り継承します。

「農の匠」の認定	H25	H26	H27	H28	H29
内容	検討		認定		
「農の匠」認定数	-	-	2	4	6
主体	農家・県・市				

・ブランド認定するための協議会の設置

「農の匠」が生産する農畜産物や農商工業者が開発した加工品を、品目別ブランドとして認証していきます。これにより、生産者や産地にとっては商品ブランドをはっきりと明確に認識することができ、ものづくりの努力目標となるとともに、市場や消費者等にとっては安心・満足のあかしとなります。

・「輝きネット・あいちの技人*」の活動支援

「輝きネット・あいちの技人」が取り組む地域の食文化を継承する活動や、農畜産物の加工技術を継承する活動などを支援します。

*輝きネット・あいちの技人

農村の生活改善活動を通じて培った農業や暮らしの優れた技術を持ち、それを伝承するため、愛知県の農村女性の集まりである「農村輝きネット・あいち」が認定した人のこと。

4 目指す姿

市民、農家、JA、行政、全ての主体がそれぞれの特性を生かし連携することにより、渥美半島田原市の農畜産物の魅力が全国・世界に広がります。田原市の農畜産物のブランド化を推進することで、渥美半島田原市の地域そのもののイメージ向上を牽引していきます。

地域ブランドの推進	H25	H26	H27	H28	H29
地域ブランド調査 ランキングの向上	実施（継続）	→			
目標ランキング	田原市シティセールス推進計画により決定				



経費削減や環境に配慮した技術の導入

1 現状と課題

原油高騰による生産資材や物流コストの上昇等、大変厳しい状況が依然続いており、重油を多く使用している施設園芸では、経営への深刻な影響が懸念されています。さらに、農家は電気料金等も高騰するのではないかと不安を抱いています。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・ 重油価格の高騰、それに関連して被覆資材、農薬等の高騰で経費が増し、経営を圧迫している
- ・ 電気料金の高騰が不安であり、10年先の将来が想像できない
- ・ メーカーの新技術の売り込みはあるが、効果の判断が難しい
- ・ すでに施設・設備を導入した農家に独自でコンタクトして情報収集している
- ・ 新技術は、農家・メーカーが先行している
- ・ 農業用ヒートポンプを導入したが、どの程度使用できるかわからない
- ・ 施設・設備のメンテナンスに業者がすぐ来てくれるかが不安である

3 取組・取組計画

(1) 低炭素施設園芸づくりに取り組みます

- ・ 低炭素むらづくりモデル推進事業の実施
- ・ 新クレジット制度の活用の検討
- ・ 作物別導入に対する費用対効果の調査
- ・ 補助金制度の検討
- ・ 新品種の導入支援、低温栽培対応可能品種の採用
- ・ 使用済農業資材適正処理事業の継続実施



原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立する観点から、温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減する取組を支援します。また、田原市は豊富な日射量など自然エネルギーに恵まれており、農業分野でのさらなる活用を図ります。

(2) 新技術に関する情報の収集・発信を強化し、導入支援を行います

- ・ 新技術に関しての情報発信・提供ができる仕組みづくり

農業分野における省エネルギー技術や農産物の収量増加・品質向上の技術など、新技術に関する情報をいち早く集め、ホームページ等に集約し、情報発信を図ります。

新技術の情報発信・提供	H25	H26	H27	H28	H29
内容	検討	実施			
情報発信回数	-	年6回(1回/2か月)			
主体	市・低炭素施設園芸づくり協議会				

・農家の新技術視察支援（田原市先進事例調査・研究事業）

研究機関や企業が農業分野の最新技術や研究成果を持ち寄る展示会等に農家を派遣します。新技術視察、先進事例調査・研究等の機会を支援することで、農家の新技術の情報収集、習得を推進します。

農家の新技術視察	H25	H26	H27	H28	H29
内容	検討	実施			
視察件数	5件/年				
主体	農家・JA・市				

・地域農業アイデア活用支援事業による重点支援

農業の現場に存在する地域農業の課題や問題点を、農家自らの創意工夫・改善の取組によって解消し、地域農業の活性化を図るため、農家等のアイデアを地域農業に活用するための支援を行います。

地域農業アイデア活用支援事業	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
活動件数	2件以上/年				
主体	農家・市				

（3）産学官の連携により新たな農業技術の習得を目指します。

・東三河を植物工場研究の拠点とする構想の推進

豊橋技術科学大学が中心となり植物工場を管理運営できる人材を養成していきます。東三河を植物工場研究の拠点とする構想を推進することで、施設園芸の高度化を目指します。

・伊良湖コンファレンスをはじめとする国際会議への参加

豊橋技術科学大学が主催する伊良湖コンファレンス（アジア太平洋異分野融合研究国際会議*）をはじめとする国際会議に参加し、様々な分野との融合を図ります。



伊良湖コンファレンス

・浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション構想*の推進

浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション構想の推進により、次世代産業・新農業の一つとして期待される健康長寿産業等の振興を図ります。

*アジア太平洋異分野融合研究国際会議とは

豊橋技術科学大学が開催するアジア太平洋異分野融合研究国際会議は、科学者、技術者、政策立案者、基礎科学や応用分野にわたる様々な分野の専門家が参集し、異分野の融合を図ることで地球規模の問題解決に向けた議論をする国際会議。アジア太平洋異分野融合研究国際会議 2012 は、伊良湖コンファレンスとして平成 24 年 11 月に田原市で開催。

*浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション構想 とは

文部科学省の地域科学技術振興施策の地域イノベーション戦略支援プログラムにて、浜松・東三河地域は、平成23年度に国際競争力強化地域として指定され、平成24年度の「地域イノベーション戦略地域」として選定されている。このプログラムは、長期的な地域イノベーションの創出に向け、関係府省の施策を総動員して支援を受け、地域の持続的かつ発展的なイノベーション創出の仕組みを作り、地域の活性化、そして、日本全体の産業競争力強化が期待されている。

*ライフフォトニクスイノベーション とは

光・電子技術の「フォトニクス」と、医療・介護・健康関連産業をはじめとする生活全般に関する技術革新の「ライフイノベーション」を組み合わせた造語で、地域イノベーション戦略の中で定義されたもの。

4 目指す姿

低炭素施設園芸づくり協議会の指導や新技術の導入支援、産学官連携による研究成果等を通じて、新技術の導入効果を生産者にわかりやすく提示するとともに、経費削減や環境に配慮した技術の普及を図ります。

低炭素施設園芸づくり	H25	H26	H27	H28	H29
施設園芸農家（菊・バラ・トマト生産者等）の温室効果ガス排出量	実施（継続）				
目標					25%削減



農商工連携・6次産業化の推進

1 現状と課題

田原市は、全国屈指の農畜産物の生産地として経営的に自立している農家が多い状況にあり、生産が優先な地域となっています。しかしながら、所得の減少や高齢化の進展等による活力の低下も懸念されています。また、現在は多様な商品が流通しており、その中で消費者に選択されるためには、より良い商品を開発すること、商品の付加価値を構築することが求められています。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・ 農家として産み出す農産物の強みを最大限に生かせる農商工連携・6次産業化が今後の営農を継続させていくためにも有望な手段である
- ・ 農家がパートナーと出会う「マッチング」の場があればチャンスが広がる
- ・ 田原は生産地として確立しているため6次産業化の必要性は感じない
- ・ 加工販売をやろうと思っても、手が出しにくい
- ・ あくまでも野菜を作ることが本業である。手を広げるリスクが大きすぎる

3 取組・取組計画

田原市では、農商工連携に重点を置き、農畜産物の需要を増やすことにより1次産業の活性化を目指します。併せて、6次産業*化に意欲のある農家等への支援も行い、農商工連携と6次産業化それぞれの特性を踏まえて多角的に事業を実施することで、課題解決に取り組めます。

* 6次産業とは

1次産業（農林漁業）の従事者による2次産業（製造・加工）や3次産業（卸・小売・観光）への取組が新たな付加価値の創造や農林漁業・農山漁村の活性化に繋がると提唱されたもの。

（1）農商工連携を推進するため、農家と商工業者とのマッチングの場を提供します

・ 連携を希望する農家と商工業者にマッチングの場を提供

異業種との連携を促進し、新たな商品、サービス、販路、地域ブランド等を創出します。また、田原市内の農商工連携による地域ブランドの構築と発展を目指す有志のネットワークとの連携を図ります。

・ 農商工連携による事業モデルの構築を支援

農林漁業者や中小企業者等の連携による田原市の地域資源を生かした新商品開発や販路拡大等への取組に対し、経費の一部を助成します。

(2) 女性を中心とした市民参加型の新商品・加工品開発に取り組みます**・加工品の開発や料理コンテストを推進し、新たな特産品を開発**

農村輝きネット・あつみが主催する「地元農産物を活用した加工品・料理コンテスト」等を活用し、新たな商品や料理レシピを発掘・開発します。ブランド化された農畜産物で新商品や料理レシピを創ることで付加価値を倍増させ、田原市ならではの特産品に仕立て上げます。

・優秀な加工品や料理レシピを表彰するとともに広く情報発信

料理コンテスト等において開発された優秀な加工品やレシピについて表彰するとともに、農商工業者等（飲食業組合・旅館組合等）に広く紹介し、特産品としての活用を促します。併せて、特産品の商品化を促進し、全国発信に取り組みます。



平成 23 年度料理の部 最優秀賞 キャベコロ

(3) 地域の資源を生かす地産地消を推進します

農家・商工業者等による直売所における販売などの地産地消の取組を支援します。地産地消の取組と一体となって、地域の農畜産物の魅力を再認識し、関心を深めていきます。地域の農畜産物を地域ブランドとしてみがき上げることで、6次産業化を推進します。

(4) 活力の向上のための農商工連携・6次産業化を推進します**・田原市における国庫事業の適応度の調査・推進及び申請手続支援**

田原市で6次産業化プロジェクトを構成して相談窓口を開設し、国等の支援策の紹介等を行います。

・農商工連携・6次産業化講習会等の開催

農商工連携・6次産業化に意欲のある農家等を対象に講習会等を開催するとともに、インターネット販売等についての情報提供を行います。

・食品産業（農畜産物加工施設）等の誘致

新商品や加工品が、特産品として商品化されることで、新たな雇用が生まれ出されます。この取組をきっかけに食品産業（農畜産物加工施設）や流通業等の誘致を図ります。

・食農産業クラスター推進協議会*への参画

異業種が連携し、新たな価値を創造することで、消費者が求める価値を持った農畜産物・加工品を作ります。

*食農産業クラスター推進協議会とは

農業、農業関連企業、製造業、流通業、外食産業などの「食」と「農」を経営資源とする業種を連携させながら、新しい価値（商品・事業・市場・生産や加工方法）を生み出し、次世代に継承できる地域産業を集積していく事業をサポートする民間企業主体の実行組織で、平成19年に設立された。事務局は、愛知県・豊橋市・日本政策投資銀行および民間企業の出資により設立された第3セクター、株式会社サイエンス・クリエイト内にある。

(5) 農家による空き店舗の活用を推進します

・ 空き店舗情報の公開

空き店舗情報をホームページ上に公開することによって、空き店舗の活用を希望する農家・農業関係者と空き店舗を繋げます。農畜産物や加工品の販売等の新規出店を図り、雇用の創出や産業の活性化を目指します。

4 目指す姿

農商工連携や6次産業化等により開発された新商品や加工品が、特産品として商品化されることにより、製造や流通、情報発信の分野において新たな雇用が生み出されます。また、これらの取組を呼び水とすることで食品産業（農畜産物加工施設等）や流通業の誘致にも繋がり、さらなる雇用が期待されます。

農家をはじめ、市民（特に女性）や商工業者等が農商工連携や6次産業化等に取り組めるような環境を整備します。

農商工連携 6次産業化の推進	H25	H26	H27	H28	H29
6次産業化法又は農商工等連携法の認定を受けた農林漁業者団体数	適応度調査 講習会	実施 マッチングの場	●—————→		
認定目標（計）	1	1	2	2	3



新たな市場開拓のための「海外への輸出推進」

1 現状と課題

少子高齢化の進展により人口が減少局面に入ったとみられる中、国内市場の規模の縮小が懸念され、新たな市場の開拓が重要になってきています。

この流れを受けて、豊橋市、田原市、JA 豊橋、JA 愛知みなみで構成された「豊橋田原広域農業推進会議*」においては、平成19年から農産物の輸出に取り組んでいます。平成23年は香港の小売店店頭販売や輸入バイヤーとの商談において、田原市長及びJA 愛知みなみ代表理事組合長によるトップセールスを実施しています。輸出の主な農産物は、アールスメロン、次郎柿、巨峰です。

* 豊橋田原広域農業推進会議とは

豊橋市、田原市、豊橋農業協同組合、愛知みなみ農業協同組合により構成された団体で、豊橋田原広域市町村圏における農業・農村のIT化を推進し、農産物の輸出や食農教育など、時代のニーズに対応した農業分野における先進的な取組を進め、農業の活性化を図ることを目的としている。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・ 輸出農産物については、運搬費、仲介料等により生産者の利益が少ない
- ・ 花きについては、鉢物も含め輸出が難しい

3 取組・取組計画

(1) 豊橋田原広域農業推進会議等へ参画し、農産物・加工品の輸出など先進的な取組を進めます

・ 豊橋田原広域農業推進会議への参画

重点的に取り組む輸出先国・品目及びルートを選択し、流通体制の整備や販売促進活動の推進をします。また、地域を挙げた取組と連携を図り、生産者利益を目指した事業の推進をします。

・ 食農産業クラスター推進協議会への参画

広域的なクラスターを形成し、広域的な知名度・地位を生かすことで、海外販路の開拓を図ります。



(2) オールジャパンの食品展に参加することで、海外販路開拓事業に取り組めます。

・ 財団法人自治体国際化協会の海外販路開拓事業に参加

順調に経済成長を続け、日本食レストランの進出先、日本食品の輸出先として注目が集まる東南アジアにおいて、財団法人自治体国際化協会がオールジャパンの食品展の開催を予定しています。この海外販路開拓事業に参加することで、地元農産物・加工品のテストマーケティングを行い、海外販路の開拓に取り組めます。

- ・世界からバイヤーが集うアジア最大級の食品・飲料専門展示会等への出展支援
世界各国からバイヤーが集うアジア最大級の食品・飲料専門展示会「FOODEX JAPAN」の愛知県ブースに出展する田原市内の農商工業者等を支援します。農商工業者等が出展し、世界各国のバイヤーにPRを行うことで、農産物や加工品の販路拡大を図ります。

4 目指す姿

輸出した農産物や加工品が海外で評価されることにより、日本での再認知やブランド化にも繋がる可能性があります。また、世界を相手にした食品展等において新しい販路の開拓を図るとともに、田原市の農業・観光等を総合的にPRすることで田原市の知名度を向上させることができます。

海外への輸出推進	H25	H26	H27	H28	H29
輸出品目の拡大 期間延長・数量拡大	実施 アールスメロン トマトの輸出開始	→			
	目標	品目拡大	期間延長・数量拡大	期間延長・数量拡大	期間延長・数量拡大
主体	豊橋田原広域農業推進会議（豊橋市・田原市・JA豊橋・JA愛知みなみ） 田原市・JA愛知みなみ農畜産物消費宣伝事業推進協議会 豊橋市・田原市				



6 - 3 耕作放棄地の解消

耕作放棄地の解消として取り組まなければならない2つの取組「農地情報の共有化」「仲介機能の強化」について具体策を提示します。

農地情報の共有化

1 現状と課題

田原市の耕作放棄地は、農地面積の約7%で全国平均約11%と比べ低くなっていますが、各地域により分布格差があり、それら農地に関する情報が農家に行き渡っていません。また、耕作放棄地には、地形が悪く水利がないなど耕作しにくい条件がそろっているため、基盤整備事業による計画的な改善も不可欠となっています。

耕作放棄地は、本来の農地が持つ防災・環境保全などの能力の低下や害虫の発生源となり、隣接農地への悪影響も危惧されます。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・耕作放棄地の所有者は他に迷惑を掛けているといった意識が薄い
- ・耕作放棄地所有者との貸借については、知らない農家同士では不可能
- ・行政の取組（耕作放棄地再生利用緊急対策事業）など知らなかった
- ・非農家が相続により農地を取得し耕作放棄地になってしまう

3 取組方針・取組

農地は農家が守ります。自分で守れない農地は、すみやかに農地バンクへ登録します

農地は所有している農家が責任をもって管理します。自分で管理ができなくなっている農地は、地域で声を掛け合い農地バンクへの登録を促します。また、相続で農地を取得したものの、管理できない場合も、農地バンクへの登録を促進し耕作放棄地の発生を防ぎます。

農地バンクへの登録	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
農地バンクへの登録人数	50人	50人	50人	50人	50人
主体	農家・地域・市				

耕作放棄地カルテを作成し情報の共有化を図ります

一筆ごとになぜ荒れたかを分析し、市は農家に対して解消に役立つきめ細かい農地情報を提供します。具体的には下記の様に分類し、農地情報を共有するとともに改善に向けた処方例を提示します。

単に荒れている 日陰で今のところ対応作物がない 一筆が狭すぎる
 水利がない 鳥獣の被害を受ける 大きな岩や廃棄物が埋まっている
 接道がなく入れない 排水が悪すぎる 土を入れなければ深すぎて水田
 にもならない 廃施設がそのままになっている

耕作放棄地カルテの作成	H25	H26	H27	H28	H29
内容	調査検討	実施			
カルテ作成区域		重点区域	市内全域	市内全域	市内全域
主体	市・農業委員会				

耕作放棄地再生利用緊急対策事業*を活用し、耕作放棄地の解消を進めます

経営規模の拡大を目指す農家は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を積極的に活用し、地域の耕作放棄地の解消に寄与しています。市は県とともに、今後も事業が継続されるよう国へ強く要望するとともに、チラシやポスターの掲示場所を見直すなど、周知を徹底して耕作放棄地の解消を促進します。（農家が足を運ぶ所へ掲示する。 例：JAの資材センターや集荷場など）

*耕作放棄地再生利用緊急対策事業とは

荒廃した耕作放棄地を農家等が購入または借受けて生産再開に向けて行う再生作業や土づくりなど、耕作放棄地を再生利用する取り組みを支援する事業。

耕作放棄地再生利用緊急対策事業の実施	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施	継続予定			
事業を利用した解消面積	2ha	2ha	2ha	2ha	2ha
主体	農家・県・市				

耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用した農地の再生



耕作放棄地



再生作業中（老朽化施設撤去）



完了

総合整備事業を計画的に行います

耕作放棄地が多く存在する和地町太田地区及び浦町中大坂・祖父祖母地区を重点的に、畑地帯総合農地整備事業*を活用して計画的に再生を行います。

*畑地帯総合農地整備事業とは

畑地帯の土地基盤整備、担い手の育成・強化を図るため、農業用の用排水施設、農道及び区画整理等を行うことで、総合的な畑地改良を図る事業。

総合整備事業の実施	H25	H26	H27	H28	H29
内容	計画	実施			
実施地区		2地区	継続	継続	継続
主体	農家・県・土地改良区・市				

農地の適正管理について周知・啓発を徹底します

市やJAの広報誌等で農地の適正管理を引き続き周知します。また、耕作放棄地の所有者には、農業委員会より、耕作放棄地が原因で発生した害虫が近隣の優良な農地に被害を及ぼした状況等を記した通知を発出するなど、啓発を徹底します。

農地適正管理の周知	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
通知に伴う解消率(面積)	10%	10%	10%	10%	10%
主体	JA・農業委員会				

仲介機能の強化

1 現状と課題

農地の貸借や売買、営農に関する各種相談については、行政や農業委員会等において窓口を開設しているところですが、農家からは未だに「どこへ相談に行っているかわからない」という声が聞かれます。

また、隣近所での農地の貸借や売買は、親しいが故に逆にやりにくい面もあります。

農地の貸借・売買や営農に関する相談窓口をわかりやすく、そしてより多くの農家に周知していく体制を充実し、きめ細やかな仲介を行う必要があります。

2 農家及び農業関係機関の主な意見

- ・ 補助事業の情報等をわかりやすくしてほしい
- ・ 耕作放棄地の貸借・売買の仲介役がほしい
- ・ 跡取りがないので、意欲ある方がいれば提供したい
- ・ 近隣住民同士の耕作放棄地の貸借・売買は、諸事情によりやりにくい面がある
- ・ 園芸施設については、償却期間等の問題から借り手が付きにくい
- ・ 農業祭などの人が集まる場所で、耕作放棄地の情報を提供するブース等を設置、知る機会を増やすとともに、情報発信の工夫をしてほしい

3 取組方針・取組

県と市の営農に関する相談窓口をワンフロア化し、きめ細かな対応を展開します

平成25年4月より、愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課と田原市の営農支援センターが1か所に集約され、田原農業支援センターが開設します。県と市の営農支援部門のワンフロア化により相談窓口が一本化となることから、農地や営農に関する様々な相談についてきめ細かく対応することができます。

園芸施設の有効利用を行います

田原農業支援センター内に、使用していない園芸施設を有効に利用していくための組織「園芸施設バンク(仮称)」を立ち上げます。

園芸施設バンク(仮称)では、施設の状況に応じた貸借の基準を定めるとともに、施設の流動化(貸借や売買)を促進していきます。

施設園芸対策	H25	H26	H27	H28	H29
内容	協議・調整	実施			
目標幹旋棟数		20棟	20棟	20棟	20棟
主体	田原農業支援センター				

農地の利用権設定*のさらなる推進を図ります

農地の貸借について、市とJAで情報を共有し、JAの広報誌や農業情報システムでの掲示・メール配信等を行います。また、農地等の所有者から委任を受けて、農地等について売渡しや貸付け等を積極的に行い、耕作放棄地の発生を抑制します。

*利用権設定とは

農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農家が、農地を使わなくなった農家から、簡易な手続きにより農地を借りることができる制度。

農地の利用権設定の推進	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
新規利用権設定戸数	16戸	16戸	20戸	20戸	30戸
主体	JA・市・農業委員会				

営農相談の強化を行います

農地利用について耕作放棄地所有者からの、土地利用（栽培の技術・作物等）に関する相談に対応できる体制を整え、個別訪問や生産部会の会合において他農家の迷惑にならない様に管理するなど営農指導を行います。

さらに、担い手や規模拡大を図る農家への情報提供を行い、耕作放棄地の発生を防止します。

農地利用に伴う営農指導	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
目標件数	30件	30件	30件	30件	30件
主体	JA・県				

菜の花エコプロジェクトによる耕作放棄地の解消を推進します

耕作放棄地に農家とNPOで菜の花等を栽培し、優良農地に再生します。再生した農地は、意欲ある担い手へ引継ぎ、耕作放棄地の解消を行います。



菜の花エコプロジェクト支援	H25	H26	H27	H28	H29
内容	実施				
年間栽培面積	10ha	10ha	10ha	10ha	10ha
主体	NPO・農家・JA・市				

4 目指す姿

農家一人ひとりがこれ以上耕作放棄地を増やさないという意識を持ち、自分たちで農地を守らなければ誰も守ってくれないという危機感を地域で共有し、自ら行動する地域を作り上げていきます。

また、農地バンクと耕作放棄地カルテの連携により、新たに農地を借りたい・買いたい農家が現地を確認する以前に多くの農地情報を得ることができるようになります。これにより、耕作放棄地を再生する費用を見積もることができるようになり、耕作放棄地の再生整備の加速につながります。

農家、JA、行政等が一体となって耕作放棄地の発生を防止していきます。



害虫被害が懸念される耕作放棄地



改善された農地

成果指標	単位	実績		目標	
		H18(計画策定当時)	H23(現況)	H29	H34
耕作放棄地面積 (農地面積) <占有率>	ha	517 (7,040) <7.3%>	459 (6,882) <6.7%>	375 (6,882) <5.4%>	353 (6,882) <5.1%>

【平成29年までの成果指標設定根拠】和地町太田地区畑地帯総合農地整備事業 20ha、浦町中大坂・祖父祖母地区畑地帯総合農地整備事業 4ha、その他地域での解消目標 10ha/年

農地面積とは農業振興地域内の農地

愛知県の耕作放棄地の現状						
調査年	耕地面積 (ha) A		耕作放棄地面積 (ha) B		割合 (%) B ÷ A	
	全国	愛知県	全国	愛知県	全国	愛知県
平成7年	3,837,000	88,400	231,305	6,791	6.0	7.7
平成12年	3,646,000	85,700	327,367	8,532	9.0	10.0
平成17年	3,523,000	84,000	366,321	8,911	10.4	10.6
平成22年	3,437,000	79,100	378,349	8,378	11.0	10.6

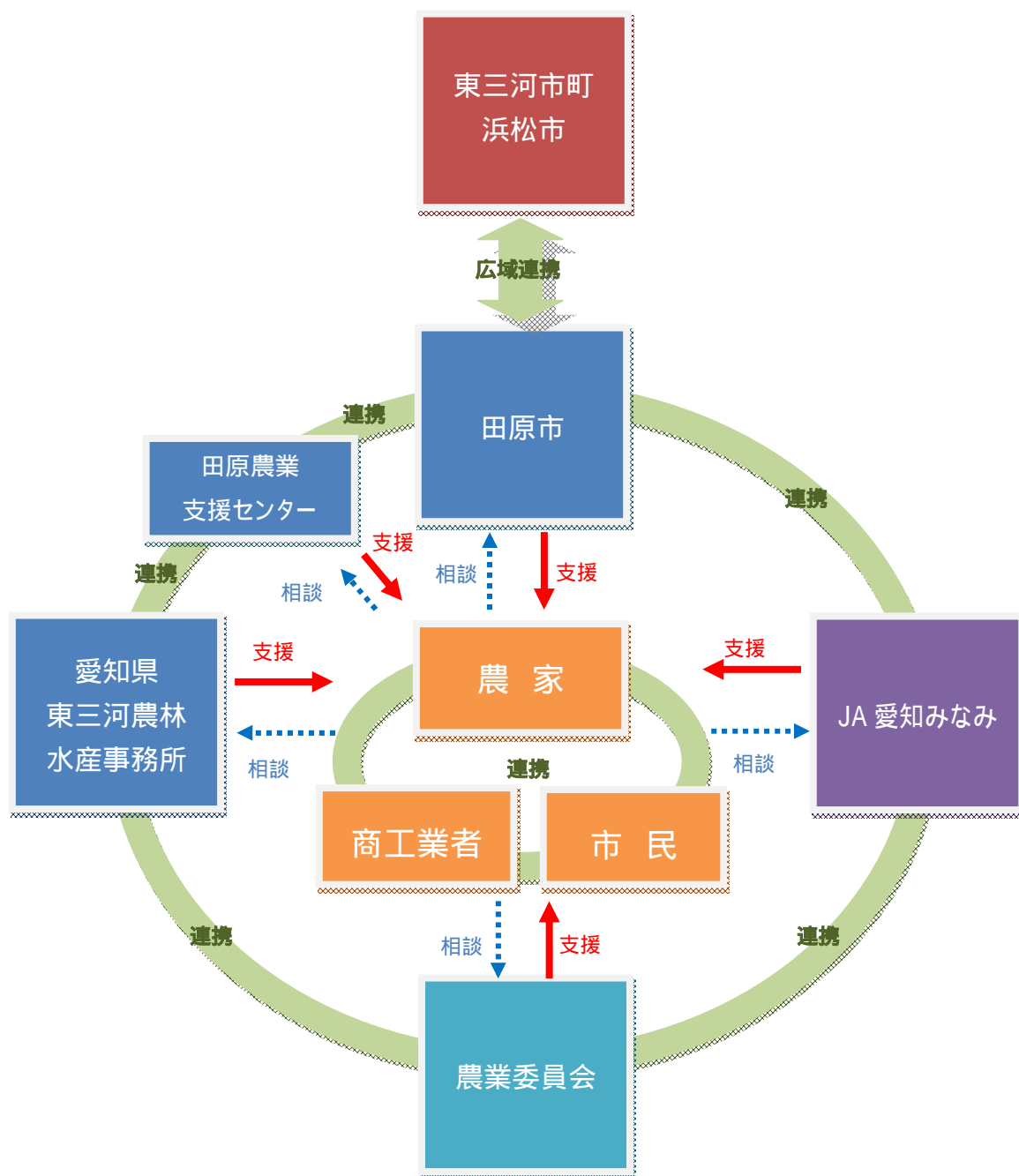
【出典】農林水産省統計部公表 耕地及び作付面積統計・農林業センサス ただし、全国の数値は北海道を除く

第7章 プランの推進体制

前章までで整理した施策を実行し、将来像『農を「強く」地域を「育む」』を目指すため、施策の推進体制と関係者の役割分担、及び施策の進行管理の方法を示します。

(1) 施策の推進体制と役割分担

農業の実施主体である農家を中心として、関係者との主体の連携・相談・支援体制により、『農を「強く」地域を「育む」』を目指します。

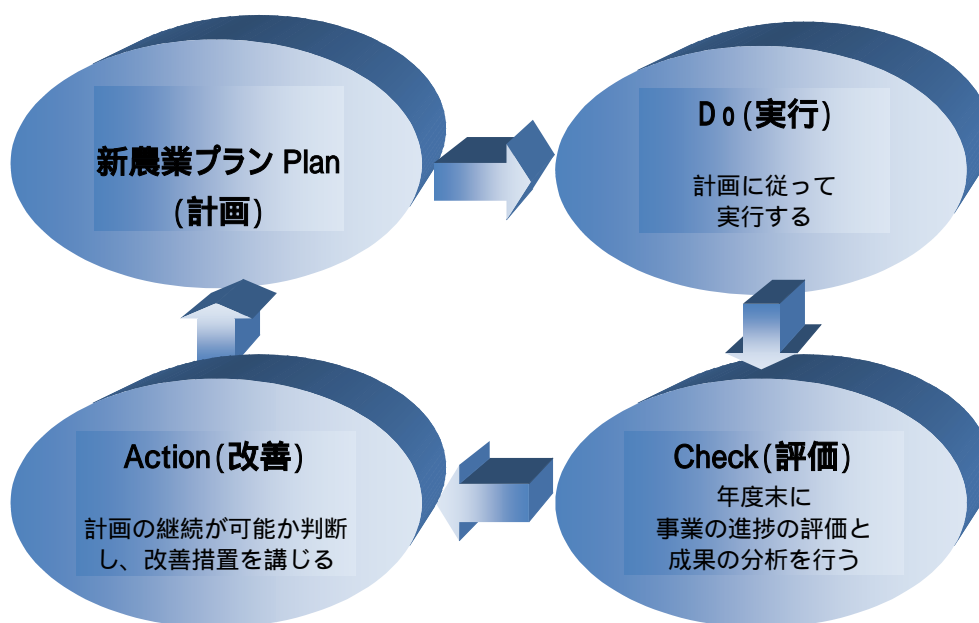


(2) 施策の管理スキーム

本プランでは、将来像に向かって推進すべき施策を第5章、第6章で整理しました。今後は、本プラン（Plan）に基づき施策を実行（Do）していきますが、施策内容については、固定化されたものではなく、評価（Check）を踏まえてより良いものに改善（Action）されていくべきものです。

そこで、各年度末には全ての施策の実施成果について評価を行い、施策が将来像の達成に向けて効果があるかどうかを検証し、必要に応じて施策内容を改善していきます。下図のようにPDCAサイクルを機能させることで、施策の進行管理を行います。

【施策の進行管理（PDCAサイクル）】



(3) 施策進捗評価シート

各年度末に行う全ての施策の進捗状況の評価は、下表により実施します。この結果を踏まえ、施策内容の見直しを行い、次年度の実施へとつなげていきます。

項目		評価内容	
施策概要	施策名	5、6章の施策を記述します。	
	施策概要		
	実施主体		
評価	達成度	将来像や基本方針に対する貢献度があったかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する実施主体には、ヒアリングを行い、基本的には農政課で取りまとめます。 ・また評価結果は最終判断として管理責任者が決定します。
	有効度	より効果を上げるための反省点や、方法、改善点があるかどうか。	
	効率度	他の施策との連携、統廃合によるより効率的な施策運営の可能性はあるかどうか。	
	公平度	施策の対象者(農商工業者等)は公平であったか、偏りはないか。また受益者負担の妥当性はどうか。	
改善点	改善提案	次年度に向けた改善案、及びその改善案を推進するための課題はなにか。	
	今後の方向	短期的に継続するかどうか。 中長期的に継続するかどうか。	
管理責任者意見	改善提案 今後の方向	上記評価結果を踏まえた中で、改善提案及び今後の方向に対する管理責任者の意見を記述します。	

たはら 2 1 新農業プラン

発行 ■ 田原市産業振興部農政課

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場 30-1

T E L : 0531-23-3517

F A X : 0531-22-3817

<http://www.city.tahara.aichi.jp>